

第十回 参議院法務委員会會議録第十一号

昭和二十六年五月十日(木曜日)午後一時三十分開会

本日の會議に付した事件

○連合委員会開会の件

○住民登録法案(衆議院送付)

○委員長(鈴木安孝君) 只今より委員会を開きます。

先ず最初に連合委員会に関する件についてお諮りいたします。当委員会に付託となりました戸籍法の一部を改正する法律案につきまして、文部委員会において連合委員会を開く旨決定いたしておりますが、当委員会といたしましては、文部委員会と連合委員会を開いて審査をいたしたいと思ひますが、御異議はございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木安孝君) 御異議がないと認めましてさう取計らいます。

次に運輸委員会に付託されております自動車抵当法案及び同法施行法案、それから道路運送車両法案及び同法施行法案に對しまして本委員会より連合委員会を開くことを要求いたしたいと思ひますが、御異議はございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木安孝君) 御異議がないと認めましてその取計らいをいたします。

○委員長(鈴木安孝君) 次に住民登録法案を議題といたします。提案者であります衆議院議員鍛冶良作君の御説明をお願いいたします。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 只今提案になりました住民登録法案について、提案の理由を説明いたします。

現行の寄留制度は、寄留法を根拠法規として、本籍外に住所又は居所を有する者を寄留簿に登録し、戸籍簿と相対して市町村住民の居住状況を明らかにするため、大正三年以来実施されて来たのであります。併しながら、この制度においては、市町村の住民全部が登録されるものでないため、行政上の利用価値に乏しく、従つて市町村のこの制度の実施に對する積極的な熱意を期待することは、当初から困難な状況にあつたのであります。この制度は、更に住所寄留及び居所寄留という二種類の寄留を認めていたために、事務の複雑化を來して、必ずしも実用的でなかつたのであります。又市町村住民の側から見ますと、この制度から受ける実益に比較して届出義務の負担が大きく、届出の履行を期待すること無理であつたのであります。以上申述べましたような欠陥のため、現行の寄留制度は、現在では殆んど制度本来の目的を達していないといつても過言ではないのであります。然るに制度運用の実際は以上のような状況であるにもかかわらず、市町村はこの制度のために年々相当額の経費を支出してあります。關係上、同制度はこれを早急に改革する必要があり、市町村当局も多年これを要望して來たのであります。

他方、市町村におきましては、配給制度実施の必要上、昭和十五年頃から

寄留簿とは別途に、世帯台帳を調製し、これに市町村の住民を世帯別に登録してゐるのであります。市町村としましては、寄留制度が先に申述べました実情にありまして、世帯台帳を住民を把握するための重要な基礎資料として、ひとり配給の事務だけでなく、選挙、教育、徴税、衛生、統計、生活保護、住民の居住關係の証明等、各種行政事務の処理に利用してゐる実情であります。然るに世帯台帳の調製につきましては、法令上の根拠がないばかりでなく、本人の申告だけを基礎としておりますため、誤りも多く、市町村の公簿としてこれを行政の基礎資料とするには甚だ不完全なのであります。而も配給制度が廃止された際におきましては、世帯台帳も又これと運命を共にすることとなりますので、早急にこの世帯台帳に代る制度を樹立しておかなければ、将来市町村はその行政事務の処理上重大な支障に会うことと思はれるのであります。以上申し述べました理由によりまして、この法案におきましては、現行寄留制度と世帯台帳の制度との間の長を取り短を捨て、住民登録の制度としてこれを統合し、市町村の住民を登録することによつて、住民の利便を図ると共に、市町村の行政事務の適正簡易な処理に資しようとするものであります。

次にこの法律案の内容中主要な点を申し上げますと、第一に、住民登録の事務は、市町村の固有事務として、市町村が処理するものとされていることで

あります。第二に、市町村は、その住民について世帯を単位として「住民票」を作製し、これに住民の氏名、年齢、住所、本籍その他の事項を記載し、且つ住所の異動その他住民票の記載事項に變動があつたときは、その都度これを届出又は職権によつて住民票に記載するものとされていることであります。第三に、住民票と戸籍とを関連させることによつて住民票の記載の正確を期するため、市町村は、その区域内に本籍を有する者について戸籍を単位として「戸籍の附票」を作製し、これに戸籍に記載されている者の氏名、住所等を記載し、住所の異動があつたときは、住所市町村からの通知によつてその都度これを戸籍の附票に記載するものとされていることであります。

以上簡單であります。この法案の提案の趣旨及びその内容の概略を説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決せられんことを希望いたします。

○委員長(鈴木安孝君) 法案に対する質疑は次回に譲りまして、先ほど決定いたしました運輸委員会との連合委員会の件でございますが、運輸委員会においては本日二時過ぎより本法案に對する説明を聴取することとてあります。本日現にこの委員会散会後に運輸委員会と連合委員会を開きたいと思ひます。

本日はこれで散会いたします。
午後一時三十九分散会
出席者は左の通り。

委員長	鈴木 定孝君
理事	伊藤 修君 宮城タマヨ君
委員	長谷山行毅君 齋 武雄君 棚橋 小虎君 岡部 常君
衆議院議員	鍛冶 良作君
事務局側	常任委員 長谷川 宏君 会専門員

三月三十日本委員会に左の事件を付託された。

一、戸籍法の一部を改正する法律案(衆)

戸籍法の一部を改正する法律案
戸籍法の一部を改正する法律
戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五十條に次の一項を加える。

市町村長は、出生の届出において子の名に前項の範囲外の文字を用いてある場合においては、届出人に對してその旨を注意することが出来る。但し、届出人がこれに従わなくともその届出を受理しなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

三月三十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、住民登録法案(案)(予備審査のための付託は二月二十七日)

四月七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、岡山県総社町に簡易裁判所および区検察庁設置の陳情(第三三七号)

一、佐世保市に国立教護院設置の陳情(第三三八号)

第三三七号 昭和二十六年三月二十八日受理

岡山県総社町に簡易裁判所および区検察庁設置の陳情

陳情者 岡山県吉備郡総社町長 柳本弘士智外三十三名

岡山県吉備郡総社町は、附近の町村を合併し、隣接常盤村に日紡工場が設置される等飛躍的に発展し、着々総社市実現の機運にあるが、同地方に簡易裁判所および区検察庁がないため、関係民の不便が大きいから、同地方の中心地総社町に簡易裁判所および区検察庁をすみやかに設置せられたいとの陳情。

第三三八号 昭和二十六年三月二十八日受理

佐世保市に国立教護院設置の陳情

陳情者 長崎県議会議長 岡本直行

青少年の不良化は、終戦後いよいよ激化の傾向にあるが、佐世保市においては、朝鮮動乱以後軍港基地としての特殊な環境からこの傾向がとくにいちじるしい実情にある。しかるに長崎県唯一箇所の長崎市所在県立教護院はすで

に定員以上を收容しているため、他の養護施設に收容しているが、他の児童に悪い影響をおよぼしているから、佐世保市に国立教護院をすみやかに設置せられたいとの陳情。

五月七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、会社更生法案

会社更生法案 会社更生法

目次

- 第一章 総則(第一條—第二十九條)
- 第二章 更生手続の開始(第三十條—第九十三條)
- 第三章 管財人(第九十四條—第一百一條)
- 第四章 更生債権者、更生担保権者及び株主(第一百二條—第一百六十四條)
- 第五章 関係人集会(第一百六十五條—第一百七十四條)
- 第六章 更生手続開始後の手続(第一百七十五條—第二百一十八條)
- 第七章 更生計画の條項(第二百一十九條—第二百三十九條)
- 第八章 更生計画の認可及び遂行(第二百四十條—第二百八十一條)
- 第九章 更生手続の廃止(第二百八十一條—第二百九十二條)
- 第十章 報酬及び報償金(第二百九十三條—第二百九十七條)

第十一章 罰則(第二百九十八條—第三百三條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、窮境にあるが再建の見込のある株式会社(以下「会社」という。)について、債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつつ、その事業の維持更生を図ることを目的とする。

(更生手続の効力発生の時)

第二條 更生手続は、その開始決定の時から、効力を生ずる。

(外国人の地位)

第三條 外国人又は外国法人は、会社の更生に關し日本人又は日本人と同一の地位を有する。

(屬地主義)

第四條 日本国内で開始した更生手続は、日本国内にある会社の財産についてのみ、効力を有する。

2 外国で開始した更生手続は、日本国内にある財産については、効力を有しない。

3 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)により裁判上の請求をすることができる債権は、日本国内にあるものとみなす。

(時効の中断)

第五條 更生手続参加は、時効中断の効力を生ずる。但し、更生債権者又は更生担保権者がその届出を取り下げ、又はその届出が却下されたときは、この限りでない。

(更生事件の管轄)

第六條 更生事件は、会社の本店の所在地、外国に本店があるときは、日本における主たる營業所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に專屬する。

(更生事件の移送)

第七條 前條の裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、更生事件を会社の他の營業所又は財産の所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

(民事訴訟法の準用)

第八條 更生手続に關しては、この法律に特別の規定がないときは、民事訴訟法を準用する。

(任意的口頭弁論及び職権調査)

第九條 更生手続に關する裁判は、口頭弁論を経ないですることができ

る。

2 裁判所は、職権で、更生事件に關して必要な調査をすることができ

る。

(裁判の職権送達)

第十條 更生手続に關する裁判は、職権で送達しなければならない。

(抗告)

第十一條 更生手続に關する裁判に對しては、この法律に特別の規定がある場合に限り、その裁判につき利害關係を有する者は、即時抗告をすることができ

る。その公告があつた日から起算して二週間とする。

(公告)

第十二條 この法律の規定によつてする公告は、官報及び裁判所の指定する新聞紙に掲載して

する。公告は、最終の掲載があつた日の翌日に、その効力を生ずる。

(揭示による公告)

第十三條 会社の債務が二千万円以下である場合には、公告は、前條第一項の規定にかかわらず、新聞紙上の掲載に代え、裁判所及び会社の本店(外国に本店があるときは、日本における主たる營業所)の所在地を管轄する簡易裁判所又はその管轄区域内の市町村の事務所若しくはこれに準すべき公署の揭示場に揭示してすることができ

る。この場合には、揭示の日から三日を経過した日に、新聞紙上の掲載があつたものとみなす。

2 前項の規定は、会社が無記名式の株券又は社債券を発行している場合には、適用しない。

(社債権者等に対する送達)

第十四條 この法律の規定によつてする会社の社債権者又は株主に対する送達は、社債権者又は株主からこの法律の規定による住所の届出があるときは、その住所、届出がないときは、株主名簿若しくは社債原簿に記載した住所又はその者が会社に通知した住所にあつて、書類を通常の取扱による郵便に付してすることができ

る。

2 登記した担保権を有する更生担保権者に対する送達は、その更生担保権者からこの法律の規定による住所届出があるときは、その住所、届出がないときは、登記簿に記載した住所にあつて、書類を通常の取扱による郵便に付してすることができ

る。

3 前二項の規定によつて書類を郵便に付して送達した場合においては、その郵便物が通常到達すべき

であつた時に、送達があつたものとみなす。

4 第一項及び第二項の場合においては、裁判所書記官は、書面を作り、これに送達を受けるべき者の氏名、あて先及び発送の年月日時を記載して署名押印しなければならない。

(公告及び送達をする場合)
第十五條 この法律の規定によつて公告及び送達をしなければならない場合には、送達は、書類を通常の取扱による郵便に付してすることが出来る。

2 前項の場合には、公告は、一切の關係人に対する送達の効力を有する。

3 前條第四項の規定は、第一項の場合に準用する。

(送達に代る公告)

第十六條 この法律の規定によつて送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所を知ることが困難である場合においては、裁判所は、公告をもつてその送達に代えることを命ずることが出来る。

(更生手続開始の登記の嘱託)

第十七條 更生手続開始の決定をしたときは、裁判所は、職権で遅滞なく、嘱託書に決定書の謄本又は抄本を添附して更生手続開始の登記を会社の本店及び支店（外国に本店があるときは、日本における営業所）の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2 前項の登記には、管財人の氏名又は商号、管財人を選任しないと

きは、その旨をも登記しなければならない。

3 第一項の規定は、前項に掲げる事項に変更が生じた場合及び更生計画の遂行又はこの法律の規定により更生手続終了前に会社又は新会社について登記すべき事項が生じた場合に準用する。

第十八條 会社財産に属する権利で登記したものであることを知つたときは、裁判所は、職権で遅滞なく、嘱託書に更生手続開始決定書の謄本又は抄本を添附して更生手続開始の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 前項の規定は、更生計画の遂行又はこの法律の規定により更生手続終了前に登記のある権利の得喪又は変更が生じた場合に準用する。但し、会社、更生債権者、更生担保権者、株主及び新会社以外の者を権利者とする登記については、この限りでない。

(更生手続に関する他の登記への準用)

第十九條 第十七條第一項及び前條第一項の規定は、更生手続開始決定取消、更生手続廃止又は更生計画不認可の決定が確定した場合及び更生計画認可又は更生手続終結の決定があつた場合に準用する。

(登記所の職務)

第二十條 登記所は、前三條の規定による登記の嘱託を受けたときは、遅滞なく、その登記をしなければならない。

2 登記所は、更生手続開始の登記をする場合において、会社について和議開始、整理開始又は特別清

算開始の登記があるときは、職権で、その登記をまつ消しなければならない。

3 登記所は、更生手続開始決定取消の登記をする場合において、前項の規定によつてまつ消した登記があるときは、職権で、その登記を回復しなければならない。

(否認の登記)

第二十一條 登記の原因である行為が否認されたときは、管財人、管財人がないときは会社は、否認の登記をしなければならない。登記が否認されたときも、また同様である。

2 第十九條の規定は、前項の場合に準用する。

(登録への準用)

第二十二條 前四條の規定は、会社財産に属する権利で登録したものに準用する。

(破産手続への移行)

第二十三條 破産宣告前の会社について更生手続開始申立棄却、更生手続廃止又は更生計画不認可の決定が確定した場合において、会社に破産の原因たる事実があると認めるときは、裁判所は、職権で、破産法（大正十一年法律第七十一号）に従い、破産の宣告をすることが出来る。

2 前項の場合においては、第十九條の規定による登記又は前條において準用する第十九條の規定による登録の嘱託は、破産の登記又は

登録の嘱託とともにしなければならない。

第二十四條 前條第一項の規定により破産の宣告があつたときは、破産法第一編の適用については、更生手続開始決定、更生手続開始によつて効力を失つた整理若しくは特別清算の手続におけるその手続開始の命令若しくは和議手続における和議開始の申立又は詐欺破産の罪にあたるべき会社の取締役若しくはこれに準すべき者の行為は、その前に支拂の停止又は破産の申立がないときは、これを支拂の停止又は破産の申立とみなし、共益債権は、財団債権とする。

第二十五條 破産宣告後の会社について更生手続開始申立棄却、第二百八十一條若しくは第二百八十二條の規定による更生手続廃止又は更生計画不認可の決定の確定によつて破産手続が移行されたときは、共益債権は、財団債権とする。

第二十六條 破産宣告後の会社について更生計画認可の決定により破産手続が効力を失つた後第二百八十五條の規定による更正手続廃止の決定が確定した場合においては、裁判所は、職権で、破産の宣告をしなければならない。

2 前項の場合においては、破産法第一編の適用については、更正計画認可の決定によつて効力を失つた破産手続における破産の申立の時に破産の申立があつたものとみなし、共益債権は、財団債権とする。

3 第二十三條第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

(和議手続への移行)

第二十七條 第二十三條第一項に掲げる決定をした場合において、相当と認めるときは、その決定の確決前においても和議の申立をすることを認可することが出来る。

2 裁判所が前項の認可をしたときは、和議法（大正十一年法律第七十二号）に従つて和議手続をしなければならない。

第二十八條 更正手続開始の決定によつて和議が効力を失つた後、前條の規定による申立に基づき和議手続の開始があつた場合においては、和議法第十條（支拂停止等の擬制）及び第三十三條（和議債権者の否認権）の規定の適用については、その効力を失つた和議手続における和議開始の申立の時に和議開始の申立があつたものとみなす。

2 前條の規定による申立に基づき和議手続の開始があつた場合においては、和議法第五十六條（和議のために生じた債権等の弁済）の規定の適用については、共益債権は、和議のために生じた債権又は和議手続の費用とみなす。

(破産等の申立義務と更生手続開始の申立)

第二十九條 他の法律によつて会社の清算人が会社に対して資産又は特別清算開始の申立をしなければならない場合においても、更生手続開始の申立をすることを妨げない。

第二章 更生手続の開始

(手続の開始)

第三十條 事業の継続に著しい支障をきたすことなく弁済期にある債務を弁済することができないときは、会社は、裁判所に對し、更生手続開始の申立をすることができ、会社に破産の原因たる事実の生ずる虞があるときも、また同様である。

2 前項後段の場合においては、資本の十分の一に當る金額若しくは百万円以上の債権を有する債権者又は発行済株式の総数の十分の一以上に當る株式を有する株主も、また申立をすることができ、また解散後の会社の申立

(解散後の会社の申立)

第三十一條 清算若しくは特別清算中の会社又は破産宣告後の会社が更生手続開始の申立をするには、商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百四十三條(定款変更の決議方法)に定める決議によらなければならない。

(申立書)

第三十二條 更生手続開始の申立は、書面で行わなければならない。2 申立書には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 申立人及び法定代理人の氏名及び住所
- 二 会社の商号、本店の所在場所、代表者の氏名並びに外国に本店があるときは、日本における主たる営業所の所在場所及び日本における代表者の氏名
- 三 申立の趣旨
- 四 更生手続開始の原因たる事実
- 五 会社の目的及び業務の状況

六 会社の発行済株式の総数、資本の額及び資産、負債その他の財産の状況

七 会社財産に關してされている他の手続又は処分申立人に知られているもの

八 更生計画に關して申立人の意見があるときは、その意見

3 申立書には、前項に掲げる事項の外、株主が申立をするときはその有する株式の数、債権者が申立をするときはその債権の額及び原因を記載しなければならない。

(疎明)

第三十三條 更生手続開始の申立をするときは、更生手続開始の原因たる事実を疎明しなければならない。

2 債権者又は株主が前項の申立をするときは、その有する債権の額又は株式の数をも疎明しなければならない。

(費用の予納)

第三十四條 更生手続開始の申立をするときは、手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

2 前項の金額は、裁判所が事件の大小等を考慮して定める。会社以外の者が申立をしたときは、更生手続開始後の費用については、会社財産から支拂ふことのできる金額をも考慮して定めなければならない。

3 費用の予納に關する決定に對しては、即時抗告をすることができ、(監督行政庁への通知等)

第三十五條 更生手続開始の申立があつたときは、裁判所は、会社の業務を監督する行政庁、会社の本店(外国に本店があるときは、日本における主たる営業所。以下本條中同じ)の所在地を管轄する税務署の長並びにその本店所在の都道府県及び市町村又はこれに準ずべき公共団体の長にその旨を通知しなければならない。

2 裁判所は、必要があると認めるときは、会社の業務を監督する行政庁及び第二百二十二條に掲げる請求権につき徴収の権限を有する者に對し、会社の更生手続につき意見の陳述を求めることができる。

3 前項に掲げる者は、裁判所に對し、会社の更生手続につき意見を述べることができる。

(審尋)

第三十六條 債権者又は株主が更生手続開始の申立をしたときは、裁判所は、会社の代表者(外国に本店があるときは、日本における代表者。以下同じ)を審尋しなければならない。

(他の手続の中止命令等)

第三十七條 更生手続開始の申立があつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、利害關係人の申立により又は職権で、更生手続開始の申立につき決定があるまでの間、破産手続、和議手続、整理手続、特別清算手続又は更生債権若しくは更生担保権に基き会社財産に對し既にされている強制執行、仮差押、仮処分若しくは競売法(明治三十一年法律第十五号)による競売手続の中止を命ずることができる。会社の財産關係の訴訟

手続又は会社の財産關係の事件で行政庁に係属しているものについても、また同様である。

2 更生手続開始の申立があつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、国税徴収法(明治二十年法律第二十一号)による滞納処分、国税徴収の例による滞納処分又は租税債務担保のため提出された物件の処分の中止を命ずることができる。この場合においては、あらかじめ徴収の権限を有する者の意見を聞かなければならない。

3 前項の中止の決定は、更生手続開始の申立につき決定があつたとき又は中止の決定の日から二月を経過したときは、その効力を失う。

4 第二項の規定による担保物件の処分の中止期間中は、時効は、進行しない。

5 裁判所は、第一項及び第二項の規定による中止の決定を変更し、又は取り消すことができる。

(手続開始の條件)

第三十八條 左の場合においては、裁判所は、更生手続開始の申立を棄却しなければならない。

一 更生手続の費用の予納がないとき。

二 債権者又は株主が更生手続開始の申立をするためにその債権又は株式を取得したとき。

三 破産回避の目的で申立をしたとき。

四 裁判所に破産手続、和議手続、整理手続又は特別清算手続に係属し、その手続によること

が債権者の一般の利益に適合するとき。

五 更生の見込がないとき。

六 租税債務の履行を回避し、その他租税債務の履行につき利益を受けることを主たる目的として申立をしたとき。

七 その他申立が誠実にされたものでないとき。

(保全処分)

第三十九條 裁判所は、更生手続開始の決定をする前でも、利害關係人の申立により又は職権で、会社の業務及び財産に關し仮差押、仮処分その他必要な保全処分を命ずることができる。

2 裁判所は、前項の規定による処分を変更し、又は取り消すことができる。

3 前二項の規定による裁判は、決定である。この決定に對しては、即時抗告をすることができ、(調査委員)

(調査委員)

第四十條 裁判所は、必要があると認めるときは、一人又は数人の調査委員を選任し、期間を定めて更生手続開始の原因たる事実及び第三十八條第二号から第七号までに掲げる事由の有無、会社の業務及び財産の状況、管財人の選任並びに会社の業務及び財産に關する保全処分の要否その他更生手続の開始に必要な事項について調査をさせ、更生手続を開始することが適當であるかどうかにつき意見書を提出させることができる。

2 調査委員は、調査に必要な学識経験のある者で利害關係のないも

ののうちから、選任しなければならない。

(調査委員の調査)

第四十一條 調査委員は、会社の取締役、監査役及び支配人その他の使用人に対し、会社の業務及び財産の状況につき報告を求め、会社の帳簿、書類、金銭その他の物件を検査することができる。

2 調査委員は、必要があるときは、裁判所の許可を得て鑑定人を選任することができる。

3 調査委員は、調査をするにあたり、裁判所の許可を得て執行吏の援助を求めることができる。

(調査委員の資格証明書)

第四十二條 裁判所は、調査委員に対しその選任を証する書面を交付しなければならない。

2 調査委員は、その職務を行うにあたり、利害関係人の請求があるときは、前項の書面を示さなければならない。

(調査委員の監督)

第四十三條 調査委員は、裁判所の監督に属する。

(調査委員の解任)

第四十四條 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、調査委員を解任することができる。この場合においては、その調査委員を審尋しなければならない。

(開始決定書)

第四十五條 更生手続開始の決定書には、決定の年月日時を記載しなければならない。

(開始と同時に定めるべき事項)

第四十六條 裁判所は、更生手続開始と同時に、一人又は数人の管財人を選任し、且つ、左の事項を定めなければならない。但し、会社の債務が二千万円以下である場合には、管財人を選任しないことができる。

一 更生債権、更生担保権及び株式の届出の期間。但し、その期間は、決定の日から二週間以上四月以下でなければならない。

二 第一回の関係人集会の期日。但し、その期日は、決定の日から一月内でなければならない。

三 更生債権及び更生担保権調査の期日。但し、その期日と届出期間の末日との間には、一週間以上一月以下の期間を存しなければならない。

(開始の公告及び送達)

第四十七條 裁判所が更生手続開始の決定をしたときは、直ちに左の事項を公告しなければならない。

一 更生手続開始決定の主文

二 管財人の氏名又は商号、管財人を選任しないときは、その旨

三 前條の規定により定めた期間及び期日

四 会社の債務者及び会社財産の所持者は、会社に弁済し、又はその財産を交付してはならない旨及び債務を負担すること又はその財産を所持することを一定の期間内に管財人に届け出るべき旨の命令。但し、管財人を選任しないときは、この限りでない。

2 管財人、審査人、会社並びに知れている更生債権者、更生担保権者及び株主には、前項に掲げる事項及び調査委員の意見の要旨を記載した書面、調査委員並びに知れている会社の債務者及び会社財産の所持者には、前項に掲げる事項を記載した書面を送達しなければならない。

3 前二項の規定は、第一項第二号から第四号までに掲げる事項に変更を生じた場合に準用する。但し、更生債権及び更生担保権調査の期日の変更については、公告することを要しない。

4 第一項第四号の届出を怠つた者は、これによつて会社財産に生じた損害を賠償しなければならない。

(開始の通知)

第四十八條 前條第一項に掲げる事項及び調査委員の意見の要旨は、会社の業務を監督する行政庁、法務総裁及び証券取引委員会に通知しなければならない。

2 前項の規定は、前條第一項第二号及び第三号に掲げる事項に変更を生じた場合に準用する。

(書類の備置)

第四十九條 更生手続開始の申立に關する書類並びに調査委員の調査書類及び意見書は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

(抗告)

第五十條 更生手続開始の申立に對する裁判に對しては、即時抗告をすることができる。

2 第三十七條の規定は、更生手続開始申立棄却の決定に對して即時抗告があつた場合に準用する。

(開始決定の取消)

第五十一條 更生手続開始決定取消の決定が確定したときは、直ちにその主文を公告しなければならない。

2 第四十七條第二項及び第四十八條第一項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の場合においては、管財人、管財人がないときは会社は、共益債権を弁済し、異議のあるものについては、その債権者のために供託をしなければならない。

(開始後の資本の減少等)

第五十二條 更生手続開始後その終了までの間は、更生手続によらなければ、資本の減少、新株若しくは社債の発行、合併、解散、会社の組織の変更若しくは継続又は利益若しくは利息の配当をすることができない。

2 更生手続開始後その終了までの間において、更生手続によらないで会社の定款を変更するには、裁判所の許可を得なければならない。

(開始後の業務及び財産の管理)

第五十三條 更生手続開始の決定があつた場合において、管財人が置かれたときは、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利は、管財人に専属する。

(裁判所の許可を要する行為)

第五十四條 管財人、管財人がないときは会社は、左に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。但し、第一号から第八号までに掲げる行為で裁判所の定める金額以上の価額を有しないものについては、この限りでない。

一 会社財産の処分

二 財産の讓受

三 借財

四 第三百三條の規定による契約の解除

五 訴の提起

六 和解及び仲裁契約

七 権利の放棄

八 共益債権及び取戻権の承認

九 その他裁判所の指定する行為

第五十五條 前條の規定に反する行為は、無効とする。但し、善意の第三者に對抗することができない。

(開始後の会社の行為)

第五十六條 会社が更生手続開始後会社財産に關してした法律行為は、管財人がない場合を除き、更生手続の關係においては、その効力を主張することができない。

2 会社が更生手続開始の日にした法律行為は、更生手続開始後にしたものと推定する。

(開始後の権利取得)

第五十七條 更生手続開始後、更生債権又は更生担保権につき会社財産に關し会社又は管財人の行為によらないで権利を取得しても、その取得は、更生手続の關係においては、その効力を主張することができない。

2 前條第二項の規定は、前項の取得に準用する。

(開始後の登記及び登録)

第五十八條 不動産又は船舶に關し更生手続開始前に生じた登記原因に基き更生手続開始後にされた登記

記又は不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第二條第一号（登記の申請に必要な手続上の條件が具備しないとき）の規定による仮登記は、更生手続の開始においては、その効力を主張することができない。但し、登記権利者が更生手続開始の事実を知らないでした登記又は仮登記については、この限りでない。

2

前項の規定は、権利の設定、移転又は変更に関する登録又は仮登録に準用する。

（開始後の会社に対する弁済）

第五十九條 更生手続開始後の事実を知らないで会社にした弁済は、更生手続の開始においても、その効力を主張することができない。

2 更生手続開始後の事実を知つて会社にした弁済は、管財人がない場合を除き、会社財産が受けた利益の限度においてのみ更生手続の開始においてその効力を主張することができない。

（善意、悪意の推定）

第六十條 前二條の規定の適用については、更生手続開始の公告前においては、その事実を知らなかつたものと推定し、公告後においては、その事実を知つていたものと推定する。

（共有関係）

第六十一條 会社が他人と共同して財産権を有する場合において、更生手続の開始があつたときは、管財人、管財人がないときは会社は、分割をしえない定があるときでも分割の請求をすることができ

る。

2 前項の場合においては、他の共有者は、相當の償金を支拂つて会社の持分を取得することができる。

（取戻権）

第六十二條 更生手続の開始は、会社に属しない財産を会社から取り戻す権利に影響を及ぼさない。

（売渡担保）

第六十三條 更生手続の開始前会社に財産を譲り渡した者は、担保の目的でしたことを理由としてその財産を取り戻すことができない。

（運送中の売渡物品の取戻）

第六十四條 売主が売買の目的たる物品を賣主に発送した場合に、買主がまだ代金の全額を弁済せず、且つ、到達地でその物品を受け取らない間に更生手続の開始があつたときは、売主は、その物品を取り戻すことができる。但し、管財人、管財人がないときは会社が裁判所の許可を得て代金の全額を支拂つてその物品の引渡を請求することを妨げない。

2 前項の規定は、第三百三條の規定の適用を妨げない。

（問屋の取戻権）

第六十五條 前條第一項の規定は、物品買入の委託を受けた問屋がその物品を委託者に発送した場合に準用する。

（賠償的取戻権）

第六十六條 会社が更生手続開始前に取戻権の目的たる財産を譲り渡した場合においては、取戻権者は、反対給付の請求権の移転を請求することができる。管財人、管

財人がないときは会社が取戻権の目的たる財産を譲り渡した場合も、また同様である。

2 前項の場合において、管財人、管財人がないときは会社が更生手続開始後に反対給付を受けたときは、取戻権者は、管財人又は会社が反対給付として受けた財産の給付を請求することができる。

（他の手続の中止等）

第六十七條 更生手続開始の決定があつたときは、破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立並びに更生債権若しくは更生担保権に基づく会社財産に対する強制執行、仮差押、仮処分及び競売法による競売は、することができず、破産手続並びに更生債権若しくは更生担保権に基き会社財産に対し既にされている強制執行、仮差押、仮処分及び競売法による競売手続は、中止し、和議手続、整理手続及び特別清算手続は、その効力を失う。

2 更生手続開始の決定があつたときは、決定の日から更生計画認可若しくは更生手続終了までの間は、決定の日から六月間は、更生債権又は更生担保権に基づく会社財産に対する国税徴収法による滞納処分、国税徴収の例による滞納処分及び租税債務担保のため提供された物件の処分は、することができず、既にされているこれらの処分は、中止する。

3 裁判所は、必要があると認めるときは、管財人、管財人がないときは会社の申立により又は職権で、前項の六月の期間を延長することができ

ることができる。但し、その期間は、三月をこえることができない。

4 前項の期間の伸長をする場合においては、裁判所は、あらかじめ徴収の権限を有する者の意見を聞かなければならない。

5 第二項及び第三項の規定により処分をすることができず、又は処分が中止されている期間中は、時効は、進行しない。

6 裁判所は、更生に支障をきたさないと認めるときは、管財人（管財人がないときは、会社）若しくは第三百二十二條に掲げる請求権につき徴収の権限を有する者の申立により又は職権で、中止して手続又は処分の続行を命ずることができ、更生のため必要があると認めるときは、管財人、管財人がないときは会社の申立により又は職権で、担保を供せ又は供させないで、中止した手続又は処分の取消を命ずることができる。但し、破産手続については、この限りでない。

7 第一項の規定によつて効力を失つた手続のために会社に対して生じた債権及びその手続に関する会社に対する費用請求権並びに前項の規定によつて続行された手続又は処分に関する会社に対する費用請求権は、共益債権とする。

（訴訟手続の中断）

第六十八條 更生手続開始の決定があつたときは、会社の財産関係の訴訟手続は中断する。

（受継）

第六十九條 前條の規定によつて中

断した訴訟手続のうち更生債権又は更生担保権に関しないものは、管財人又は相手方においてこれを受け継ぐことができる。この場合においては、会社に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

2 管財人の選任がないとき、又は前項の規定による受継があるまでに更生手続が終了したときは、会社は、当然訴訟手続を受継する。

（行政庁に係属する事件）

第七十條 前二條の規定は、会社の財産関係の事件で更生手続開始當時行政庁に係属するものに準用する。

（移送）

第七十一條 更生裁判所は、更生手続開始當時会社の財産関係の訴訟が他の裁判所に係属するときは、決定でその移送を求めることができる。更生手続開始後の裁判所に係属するに至つたものについても、また同様である。

2 前項の決定があつたときは、移送を求められた裁判所は、訴訟を更生裁判所に移送しなければなら

ない。

3 前項の移送は、訴訟手続が中断又は中止中でもすることができ

る。

（裁判所の処分）

第七十二條 更生手続開始の決定があつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、管財人、管財人がないときは審査人若しくは会社の申立により又は職権

し、反対給付によつて生じた利益が現存するときは、その利益の限度において、共益債権者としての権利を行うことができる。

2 反対給付によつて生じた利益が現存しないときは、相手方は、その価額の償還につき、更生債権者としての権利を行うことができる。反対給付の価額が現存する利益より大である場合においては、その差額についても、また同様である。

(相手方の債権の復活)

第八十九條 会社の行為が否認された場合において、相手方がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、相手方の債権は、これによつて原状に復する。

(転得者に対する否認権)

第九十條 左に掲げる場合においては、否認権は、転得者に対しては、また行使することができない。

一 転得者が転得の当時各その前者に対する否認の原因のあることを知つていたとき。

二 転得者が無償行為又はこれと同視すべき有償行為によつて転得した場合において、各その前者に対して否認の原因があるとき。

2 第八十七條第二項の規定は、前項第二号の規定により否認権の行使があつた場合に準用する。

(支拂停止を知つたことに基く否認の制限)

第九十一條 更生手続開始の申立の日から一年前にした行為は、支拂停止の事実を知つたことを理由として否認することができない。

(否認権行使の期間)

第九十二條 否認権は、更生手続開始の日から二年を経過したときは、行使することができない。行為の日から二十年を経過したときも、また同様である。

(詐害行為取消訴訟等)

第九十三條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四條詐害行為取消権の規定により更生債権者の提起した訴訟又は破産法の規定による否認の訴訟が更生手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、更生手続の終了に至るまで中止する。

第三章 管財人

(選任)

第九十四條 管財人は、その職務を行うに適した利害関係のない者のうちから選任しなければならない。但し、数人の管財人を選任する場合においては、そのうちの一人を利害関係のある者のうちから選任することができる。

2 信託業法(大正十一年法律第六十五号)又は担保附信託法(明治三十八年法律第五十二号)に基づく信託会社及び銀行法(昭和二年法律第二十一号)に基く銀行は、管財人となることができる。

3 前項の信託会社又は銀行が管財人に選任された場合には、その信託会社又は銀行は、代表者のうち管財人の職務を行うべきものを指名し、裁判所に届け出なければならない。

(当事者適格)

第九十五條 管財人の選任があつたときは、会社の財産関係の訴につ

いては、管財人を原告又は被告とする。

(数人の管財人の職務執行)

第九十六條 管財人が数人あるときは、共同してその職務を行う。但し、裁判所の許可を得て職務を分掌することができる。

2 管財人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

(注意義務)

第九十七條 管財人は、善良な管理者の注意をもつてその職務を行わなければならない。

2 管財人が前項の注意を怠つたときは、その管財人は、利害関係人に対して連帶して損害賠償の責に任ずる。

(管財人代理)

第九十八條 管財人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で管財人代理を選任することができる。

2 前項の管財人代理の選任は、裁判所の許可を得なければならない。

(計算の報告義務)

第九十九條 管財人の任務が終了した場合においては、管財人又はその承継人は、遅滞なく裁判所に計算の報告をしなければならない。

(任務終了の場合の緊急処分)

第一百條 管財人の任務終了の場合において、急迫の事情があるときは、管財人又はその承継人は、後任の管財人又は会社が財産を管理することができるまで必要な処分をしなければならない。

(調査委員に関する規定の準用)

第一百一條 第四十一條から第四十四條までの規定は、管財人に準用する。

第四章 更生債権者、更生担保権者及び株主

(更生債権)

第一百二條 会社に対し更生手続開始前の原因に基いて生じた財産上の請求権は、更生債権とする。

(双務契約)

第一百三條 双務契約について会社及びその相手方が更生手続開始当時まだともにその履行を完了しないときは、管財人(管財人がないときは会社。以下本條中同じ)は、契約を解除し、又は会社の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

2 前項の場合において、相手方は、管財人に対し契約を解除するか又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。管財人がその催告をうけた後三十日以内に確答をしないときは、管財人は、前項の規定による解除権を放棄したものとみなす。

3 裁判所は、管財人若しくは相手方の申立により又は職権で、前項の期間を延長し、又は短縮することができる。

4 前三項の規定は、労働協約には適用がないものとする。

第一百四條 前條の規定によつて契約の解除があつたときは、相手方は、損害の賠償につき更生債権者としてその権利を行うことができる。

2 会社の受けた反対給付が会社財産中に現存するときは、相手方は、その返還を請求し、現存しないときは、相手方は、その価額につき共益債権者としてその権利を行うことができる。

(開始後の手形の引受等)

第一百五條 為替手形の振出人又は裏書人たる会社について更生手続が開始された場合において、支拂人又は予備支拂人がその事実を知らないで引受又は支拂をしたときは、その支拂人又は予備支拂人は、これによつて生じた債権につき更生債権者としてその権利を行うことができる。

2 前項の規定は、小切手及び金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券に準用する。

3 第六十條の規定は、前二項の規定の適用について準用する。

(貸借契約等)

第一百六條 貸借人たる会社につき更生手続が開始された場合においては、借賃の前拂又は借賃の債権の処分は、更生手続開始の時ににおける当期及び次期に関するものを除く外、更生手続の関係において、その効力を主張することができない。

2 前項の規定により更生手続の関係においてその効力を主張することができないために損害を受けた者は、その損害の賠償につき更生債権者としてその権利を行うことができる。

3 前二項の規定は、地上権及び永小作権について準用する。

(交互計算)

第一百七條 交互計算は、当事者の一

方に更生手続の開始があつたときは、終了する。この場合においては、各当事者は、計算を閉鎖し、残額の支拂を請求することができ

る。

2 前項の規定による請求権は、相手方が有するときは、更生債権とする。

(会社が他の者とともに全部義務を負う場合)

第百八條 数人が各自全部の履行をする義務を負う場合において、その全員又はそのうちの数人について更生手続が開始されたときは、債権者は、更生手続開始当時有する債権の全額につき各更生手続において更生債権者としてその権利を行うことができる。

(会社が保証債務を負う場合)

第百九條 保証人たる会社について更生手続が開始されたときは、債権者は、更生手続開始当時有する債権の全額につき更生債権者としてその権利を行うことができる。

(将来の求償権)

第百十條 数人が各自全部の履行をする義務を負う場合において、その全員又はそのうちの数人若しくは一人について更生手続が開始されたときは、その者に対して将来行うことがある求償権を有する者は、その全額につき更生債権者としてその権利を行うことができる。但し、債権者がその債権の全額につき更生債権者としてその権利を行つたときは、この限りでない。

2 前項但書の場合において同項の

求償権を有する者が弁済をしたときは、その弁済の割合に応じて債権者の権利を取得する。

3 前二項の規定は、担保を供した第三者が会社に対して将来行うことがある求償権について準用する。

(一部の保証の場合)

第百十一條 第百八條、第百九條及び前條第一項、第二項の規定は、数人の保証人が各自債務の一部を負担すべき場合において、その負担部分について準用する。

(更生債権の弁済の禁止)

第百十二條 更生債権については、更生手続によらなければ、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為(免除を除く)をすることができない。但し、第百二十二條に掲げる請求権については、その消滅処分若しくは担保物件の処分又はその続行が許される場合、消滅処分による差押を受けた会社の債権(差押の効力の及ぶ債権を含む)につき当該消滅処分の中止中に第三債務者が徴収の権限を有する者に任意に給付をする場合及び管財人、管財人がないときは会社が裁判所の許可を得て弁済をする場合は、この限りでない。

(更生債権者の権利)

第百十三條 更生債権者は、その有する更生債権をもつて更生手続に参加することができる。

2 更生債権者は、次條から第百十八條までに掲げる債権についてはこれらの規定によつて算定した金額に依り、その他の債権について

は、その債権額に応じて議決権を有する。

(期限附債権で無利息のもの)

第百十四條 期限附債権が無利息であつてその期限が更生手続開始後に到来すべき場合においては、更生手続開始の時から期限に至るまでの債権に対する法定利息を債権額から控除するものとする。

(定期金債権)

第百十五條 前條の規定は、金額及び存続期間が確定している定期金債権に準用する。但し、その総額が法定利率によりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額をこえるときは、その元本額による。

(不確定定期金債権)

第百十六條 第百十四條の場合において期限が不確定であるときは、更生手続開始の時ににおける評価額による。定期金債権の金額又は存続期間が不確定であるときも、また同様である。

(金銭を目的としない債権等)

第百十七條 債権の目的が金銭でないとき、又は金銭ではあるがその額が不確定であるとき、若しくは外国の通貨をもつて定めたものであるときは、更生手続開始の時ににおける評価額による。

(条件附債権及び将来の請求権)

第百十八條 条件附債権は、更生手続開始の時ににおける評価額による。

2 制項の規定は、会社に対して行うことがある将来の請求権に準用する。

(源泉徴収所得税等)

第百十九條 更生債権のうち、源泉

徴収に係る所得税、通行税、酒税、物品税、砂糖消費税、揮発油税及び特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権として請求することができる。更生手続開始前六

月間の会社の使用人の給料並びに更生手続開始前の原因に基いて生じた会社の使用人の預り金及び身元保証金の返還請求権も、また同様である。

(優先権の期間の計算)

第百二十條 優先権が一定の期間内の債権額につき存在する場合においては、その期間は、更生手続開始の時からさかのぼつて計算する。

(劣後的更生債権)

第百二十一條 左に掲げる請求権は、更生債権とする。

一 更生手続開始後の利息

二 更生手続開始後の不履行による損害賠償及び違約金

三 更生手続参加の費用

四 前号に掲げるものの外、更生手続開始後の原因に基いて生じた財産上の請求権で共益債権でないもの

五 更生手続開始前の罰金、料、刑事訴訟費用、追徴金及び過料

六 更生手続開始前の租税のうち、これを免かれ、若しくは免かれようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付若しくは納入すべきものを納付若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲

役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)第十四條第一項(地方税法(昭和二十五年法律第二百六号)において

準用する場合を含む)(通告処分)の規定による通告の旨を履行した場合における、免かれ、免かれようとし、還付を受け、又は納付若しくは納入しなかつた額の租税で届出のないもの

2 前項の請求権は、他の更生債権に後れる。但し、国税徴収法又は国税徴収の例によつて徴収することのできる請求権で、同項第六号に掲げるものの以外のもは、この限りでない。

3 第一項第五号の請求権については、更生計画において減免その他権利に影響を及ぼす定をすることができない。

(租税等の請求権)

第百二十二條 国税徴収法又は国税徴収の例によつて徴収することのできる請求権については、徴収の権限を有する者の同意がなければ、更生計画において減免、徴収の猶予、債務の承継その他権利に影響を及ぼす定をすることができない。

(更生担保権)

第百二十三條 更生債権又は更生手続開始前の原因に基いて生じた会社以外の者に対する財産上の請求権で、更生手続開始当時会社財産の上に存する特別の先取特権、質権、低当権又は商法による留置権で担保された範囲のものは、更生担保権とする。

2 第百八條から第百十二條までの規定は、更生担保権に準用する。

(更生担保権者の権利)

第百二十四條 更生担保権者は、その有する更生担保権をもつて更生手続に参加することができる。

2 更生担保権者は、その債権額のうち担保権の目的の価額(先順位の担保権があるときは、その担保権によつて担保された債権額を担保権の目的の価額から控除した額。以下本條中同じ)をこえる部分については、更生債権者として更生手続に参加することができる。

3 更生担保権者は、その担保権の目的の価額、被担保債権の額が担保権の目的の価額より少いときは、その被担保債権の額に應じて議決権を有する。

4 第百十三條第二項及び第百十四條から第百十八條までの規定は、更生担保権者の議決権に準用する。

(更生債権の届出)

第百二十五條 更生手続に参加しようとする更生債権者は、裁判所の定めた届出期間内に、氏名、住所、各債権の内容及び原因、議決権の額並びに一般の優先権のある債権又は第百二十一條第一項に掲げる債権(以下劣後的債権という。)であるときは、その旨を裁判所に届け出、且つ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

2 各債権のうち一般の優先権のある部分及び劣後的債権に係る部分

は、別に届出をしなければならない。

3 更生債権について更生手続開始当時訴訟が係属するときは、第一項に定める事項の外、裁判所、当事者、件名及び番号を届け出なければならない。

(更生担保権の届出)

第百二十六條 更生手続に参加しようとする更生担保権者は、裁判所の定めた届出期間内に、氏名、住所、各更生担保権の内容及び原因、担保権の目的及び価額、議決権の額並びに会社以外の者が債務者であるときは、その氏名及び住所に届け出、且つ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

2 前條第三項の規定は、更生担保権について準用する。

(届出の追完等)

第百二十七條 更生債権者又は更生担保権者がその責に帰することのできない事由によつて裁判所の定めた届出期間内に届出をすることができなかつた場合においては、その事由のやんだ後一月内に限り、その届出の追完をすることができ

る。この期間については、民事訴訟法第百五十八條第一項(期間の伸縮)の規定は、準用しない。

2 届出期間経過後に生じた更生債権及び更生担保権については、その権利の発生した後一月の不变期間内に、届出をしなければならない。

3 前二項の届出は、更生計画案審理のための関係人集會が終つた後は、することができない。

4 第一項及び前項の規定は、更生債権者又は更生担保権者が、その責に帰することのできない事由によつて、届け出た事項について他の更生債権者又は更生担保権者の利益を害すべき変更を加える場合に準用する。

(届出名義の変更)

第百二十八條 届出をした更生債権者又は更生担保権者取得した者は、届出期間が経過した後でも、届出名義の変更を受けることができる。

2 前項の届出名義の変更を受けようとする者は、氏名、住所、取得した権利並びにその取得の日時及び原因を裁判所に届け出、且つ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

(株主の権利)

第百二十九條 株主は、その有する株式をもつて更生手続に参加することができる。

2 株主は、その株式の数に応じて議決権を有する。

3 会社に破産の原因たる事実があるときは、株主は、議決権を有しない。

(株式の届出)

第百三十條 更生手続に参加しようとする株主は、裁判所の定めた届出期間内に、氏名、住所並びに株式の額面無額面の別、種類及び数を裁判所に届け出、且つ、株券その他の証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

2 株主権について、更生手続開始当時訴訟が係属するときは、前項

に掲げる事項の外、裁判所、当事者、件名及び番号を届け出なければならない。

(追加届出)

第百三十一條 裁判所は、相当と認めるときは、届出期間が経過した後さらに期間を定めて株式の追加届出をさせることができる。この場合においては、その旨を公告し、且つ、管財人、審査人、会社及び知れている株主で届出をしていないものに同様の趣旨を記載した書面を送達しなければならない。

(更生債権者表、更生担保権者表及び株主表)

第百三十二條 裁判所書記官は、更生債権者表、更生担保権者表及び株主表を作り、権利の性質に應じ適宜分類して、それぞれ左の事項を記載しなければならない。

一 更生債権者の氏名及び住所
二 更生債権者の内容及び原因
三 議決権の額
四 優先権のある債権又は劣後的債権であるときは、その旨

更生担保権者表
一 更生担保権者の氏名及び住所
二 更生担保権の内容及び原因、担保権の目的及びその価額並びに会社以外の者が債務者であるときは、その氏名及び住所

三 議決権の額
株主表
一 株主の氏名及び住所
二 株式の額面無額面の別、種類及び数

(謄本の交付)

第百三十三條 裁判所書記官は、更生債権者表、更生担保権者表及び株主表の謄本を管理人、管財人がないときは審査人及び会社に交付しなければならない。

(権利届出の書類等の備置)

第百三十四條 更生債権、更生担保権及び株式の届出に関する書類、更生債権者表、更生担保権者表並びに株主表は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

(更生債権及び更生担保権調査の期日)

第百三十五條 更生債権及び更生担保権調査の期日においては、届出のあつた各更生債権及び更生担保権について、第百三十二條に掲げる事項を調査する。

(関係人の出頭)

第百三十六條 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出席して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させることができる。

2 届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主又はその代理人は、前項の調査の期日に出席して他の更生債権又は更生担保権について異議を述べることができる。

3 代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならない。

(管財人、審査人等の出頭)

第百三十七條 更生債権及び更生担保権の調査は、管財人があるときは管財人、更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人があるとき

は、その審査人、その他のときは会社の代表者又はその代理人の出頭がなければすることができない。

(届出期間後に届出のあつた更生債権等の調査)

第三百三十八條 第二百二十七條の規定

により届出のあつた更生債権及び更生担保権については、管財人(管財人がないときは会社。但し、更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人があるときは、その審査人)、更生債権者、更生担保権者及び株主の異議がないときに限り、更生債権及び更生担保権調査の一般期日においてその調査をすることができ、届出期間経過後に届出のあつたその他の更生債権及び更生担保権についても、また同様である。

2 前項に掲げる者の異議があつたときは、裁判所は、第二百二十七條の規定により届出のあつた更生債権及び更生担保権については、その調査をするため特別期日を定めなければならない。この場合においては、費用は、その更生債権者又は更生担保権者の負担とする。

(届出事項の変更)

第三百三十九條 前條の規定は、更生債権者又は更生担保権者が届け出た事項について届出期間経過後他の更生債権者又は更生担保権者の利益を害すべき変更を加えた場合に準用する。

(一般期日後に届出の追完をした更生債権等の調査)

第四百四十條 第三百三十八條第二項の規定は、更生債権者又は更生担保

権者が第二百二十七條の規定によつて、更生債権及び更生担保権調査の一般期日後に、届け出、又は届け出た事項について変更を加えた場合に準用する。

(更生債権及び更生担保権調査の特別期日)

第四百四十一條 更生債権及び更生担保権調査の特別期日を定める決定は、管財人、審査人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主に送達しなければならない。

2 前項の送達は、書類を通常の取扱による郵便に付してすることができる。

3 第十四條第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(期日の変更、延期及び続行)

第四百四十二條 前條の規定は、更生債権及び更生担保権調査の期日の変更並びに更生債権及び更生担保権調査の延期及び続行に準用する。但し、言渡があつたときは、送達をすることを要しない。

(更生債権及び更生担保権等の確定)

第四百四十三條 更生債権及び更生担保権調査の期日において管財人(管財人がないときは、会社。但し、更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人があるときは、その審査人)、更生債権者、更生担保権者及び株主の異議がなかつたときは、更生債権及び更生担保権の内容、議決権の額並びに優先権のある債権又は劣後的債権については、優先権のあること又は劣後的であることは、確定する。

(更生債権者表及び更生担保権者表への記載)

第四百四十四條 裁判所は、更生債権及び更生担保権調査の結果を更生債権者表及び更生担保権者表に記載しなければならない。管財人又は更生債権者及び更生担保権の調査を行う審査人がある場合において会社の述べた異議も、また同様である。

2 裁判所書記官は、確定した更生債権及び更生担保権の証書に確定の旨を記載し、裁判所の印を押さなければならない。

(記載の効力)

第四百四十五條 確定した更生債権及び更生担保権については、更生債権者表及び更生担保権者表の記載は、更生債権者、更生担保権者及び株主の全員に対して確定判決と同一の効力を有する。

(異議の通知)

第四百四十六條 更生債権者又は更生担保権者が更生債権及び更生担保権調査の期日に出席しない場合において、その権利について異議があつたときは、裁判所は、これをその権利者に通知しなければならない。

(更生債権又は更生担保権確定の訴)

第四百四十七條 異議(管財人又は更生債権者及び更生担保権の調査を行う審査人がある場合における会社の異議を除く。)のある更生債権又は更生担保権については、その権利者は、その異議者に対し、訴をもつてその権利の確定を求めることができる。

2 前項の訴は、その権利の調査のあつた日から一月内に提起しなければならない。

3 異議者が数人あるときは、これを共同被告とする。

4 裁判所は、更生債権者又は更生担保権者の請求により、その権利に関する更生債権者表又は更生担保権者表の抄本を交付しなければならない。

(更生債権又は更生担保権確定訴訟の管轄)

第四百四十八條 更生債権又は更生担保権確定の訴は、更生裁判所の管轄に専属する。

(異議のある更生債権又は更生担保権に関する訴訟の受継)

第四百四十九條 第四百四十七條第一項に掲げる更生債権又は更生担保権に關し更生手続開始決定当時訴訟が係属する場合において、更生債権者又は更生担保権者がその権利の確定を求めようとするときは、異議者を相手方として訴訟を受け継がなければならない。

2 第四百四十七條第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。

(請求原因の制限)

第五百十條 更生債権者又は更生担保権者は、第四百四十四條第一項の規定により更生債権者表又は更生担保権者表に記載した事項についての、権利確定の訴を提起し、又は前條の規定により訴訟を受け継ぐことができる。

(更生債権者等のみの異議の主張)

第五百十一條 第四百四十七條第一項に掲げる更生債権又は更生担保権

のうち、更生債権者、更生担保権者又は株主のみに異議のあるものについては、異議者は、訴訟手続によつてのみその異議を主張することができる。

(有名義債権等に対する異議の主張)

第五百十二條 第四百四十七條第一項に掲げる更生債権又は更生担保権のうち、執行力ある債務名義又は終局判決のあるものについては、異議者は、会社がすることのできる訴訟手続によつてのみその異議を主張することができる。

2 第四百四十七條第二項から第四項まで、第四百四十九條及び第五百十條の規定は、前項の場合に準用する。

(更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の結果の記載)

第五百十三條 裁判所は、管財人(管財人がないときは会社。但し、更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人があるときは、その審査人)、更生債権者、更生担保権者又は株主の申立により、更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の結果を更生債権者表又は更生担保権者表に記載しなければならない。

(更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の判決の効力)

第五百十四條 更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟についてした判決は、更生債権者、更生担

保権者及び株主の全員に対して、その効力を有する。

(訴訟費用の償還)

第五百五十五條 会社財産が更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟によつて利益を受けたときは、異議を主張した更生債権者、更生担保権者又は株主は、その利益の限度において共益債権者として訴訟費用の償還を請求することができる。

(更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の目的の価額)

第五百五十六條 更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の目的の価額は、更生計画によつて受ける利益の予定を標準として更生裁判所が定める。

(罰金、租税等の届出)

第五百五十七條 第二百一十一條第一項第五号及び第二百二十二條に掲げる請求権については、国又は公共団体は、遅滞なくその額、原因及び担保権の内容を裁判所に届け出なければならない。

2 第四百四十四條第一項の規定は、前項の規定によつて届出のあつた請求権に準用する。

(不服の申立の許される場合)

第五百五十八條 管財人、管財人がないときは会社は、前條第一項の規定によつて届出のあつた請求権の原因が訴訟、訴訟その他の不服の申立を許す処分であるときは、その請求権について、会社がすることのできる方法で不服を申し立てることができる。

2 第四百四十九條、第五百五十三條及

び第五百五十四條の規定は、前項の不服の申立に準用する。

(更生債権者の分類)

第五百五十九條 更生債権者、更生担保権者及び株主は、更生計画案の作成及び決議のために、左の組に分類されるものとす。但し、第二百一十一條第一項第五号及び第二百二十二條に掲げる請求権を有する者は、この限りでない。

一 更生担保権者

二 一般の先取特権その他一般の優先権のある債権を有する更生債権者

三 前号及び次号に掲げる更生債権者以外の更生債権者

四 劣後的債権を有する更生債権者

五 残余財産の分配に優先的内容を有する種類の株式を有する株主

六 前号に掲げる株主以外の株主

2 裁判所は、前項各号に掲げる者の有する権利の性質及び利害の関係を考慮して、二以上の組の者を一の組とし、又は一の組の者を二以上の組として分類することができる。但し、更生債権者、更生担保権者及び株主は、それぞれ別の組としなければならない。

3 管財人、審査人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主は、前項の分類につき意見を述べることができる。

4 裁判所は、計画案を決議に付するまでは、何時でも分類を変更することができる。

5 第四百四十一條の規定は、第二項及び前項の規定による決定の送達

に準用する。但し、関係人集会又は更生債権及び更生担保権調査の期日において言渡があつたときは、送達をすることを要しない。

(更生計画から除外できる者)

第六百六十條 会社の財産を事業が継続するものとして評価して清算したものとは仮定した場合において、債権の弁済又は残余財産の分配を受けることができない更生債権者又は株主は、更生計画から除外することができる。

2 裁判所は、管財人、審査人、会社又は届出した更生債権者、更生担保権者若しくは株主の申立により、前項に該当する者を指定しなければならない。

3 前條第三項から第五項までの規定は、前項の指定について準用する。

(代理委員の選任)

第六百六十一條 更生債権者、更生担保権者又は株主は、裁判所の許可を得て、それぞれ共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

2 代理委員の権限は、書面で証明しなければならない。

3 代理委員は、これを選任した更生債権者、更生担保権者又は株主のために、更生手続に属する一切の行為をすることができる。

4 代理委員が数人あるときは、共同してその権限を行使する。但し、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

5 代理委員の権限の行使が著しく不公正であると認めるときは、裁

判所は、第一項の許可を取り消すことができる。

6 更生債権者、更生担保権者又は株主は、代理委員を解任したときは、遅滞なく裁判所にその旨を届け出なければならない。

(社債権者)

第六百六十二條 社債権者集会は、関係人集会における社債権者の議決権の行使その他更生手続における社債権者の権利の行使について決議することができる。

2 社債募集の委託を受けた会社又は担保附社債信託法の受託会社は、社債権者のために、更生債権又は更生担保権の届出、議決権の行使その他更生手続に属する一切の行為をすることができる。但し、自ら更生債権又は更生担保権の届出をした社債権者については、この限りでない。

3 前項の会社が社債権者のために更生手続に属する行為をする場合においては、各別にその社債権者を表示することを要しない。

4 自らその更生債権又は更生担保権の届出をしなかつた社債権者は、何時でも第二項の会社の権限を排除して自らの権利を行使することができる。この場合においては、社債権者は、あらかじめその旨、氏名、住所並びにその有する社債の数、番号及び発行の年月日を裁判所に届け出、且つ、債券その他の証拠書類又はその謄本若しくは抄本を裁判所に提出しなければならない。

5 自ら更生債権又は更生担保権の届出をし、又は前項の規定による

届出をした社債権者は、遅滞なく第二項の会社にその届け出た事項を通知しなければならない。

(相殺権)

第六百六十三條 更生債権者又は更生担保権者が更生手続開始当時会社に対して債務を負担する場合において、債権及び債務の双方が更生債権及び更生担保権届出の期間の満了前に相殺に適するようになったときは、更生債権者又は更生担保権者は、その期間内に限り更生手続によらないで相殺をすることができる。債務が期限附であるときも、また同様である。

2 前項の規定による相殺は、更生債権者又は更生担保権者の更生手続開始後の賃料債務については、当期及び次期のものに限り、これをするのでない。但し、敷金があるときは、その後の賃料債務についても、相殺をすることができる。

3 前項の規定は、地代及び小作料に準用する。

(相殺の禁止)

第六百六十四條 左の場合においては、相殺をすることができない。

一 更生債権者又は更生担保権者が更生手続開始後会社に対して債務を負担したとき。

二 会社の債務者が更生手続開始後他人の更生債権又は更生担保権を取得したとき。

三 会社の債務者が支拂の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立があつたことを知つて更生債権又は更生担保権を取

得したとき。但し、その取得が法定の原因に基づくとき、債務者が支拂の停止若しくは破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立があつたことを知つた時より前に生じた原因に基づくとき、又は破産宣告、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始のいづれの時よりも一年以上前に生じた原因に基づくときは、この限りでない。

第五章 関係人集会

(期日の呼出)

第六百六十五條 関係人集会の期日には、管財人、審査人、会社、届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主並びに更生のために債務を負担し又は担保を供する者があるときは、その者を呼び出さなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができない更生債権者、更生担保権者及び株主は、呼び出さないことができる。第一回の関係人集会については、第四十七條第二項の規定により送達を受けた者も、また同様である。

(期日の通知)

第六百六十六條 関係人集会の期日は、会社の業務を監督する行政庁、法務総裁及び証券取引委員会に通知しなければならない。

(裁判所の指揮)

第六百六十七條 関係人集会は、裁判所が指揮する。

(期日及び目的の公告)

第六百六十八條 裁判所は、関係人集

会の期日及び会議の目的たる事項を公告しなければならない。

2 関係人集会の延期又は続行について言渡があつたときは、送達又は公告をすることを要しない。

(期日の併合)

第六百六十九條 裁判所は、相当と認めるときは、管財人、管財人がないときは審査人若しくは会社の申立により又は職権で、関係人集会並びに更生債権者及び更生担保権調査の各期日を併合することができ

(議決権に対する異議)

第七十條 管財人(管財人がないときは会社。但し、更生債権者及び更生担保権の調査を行う審査人があるときは、その審査人)並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主は、更生債権者、更生担保権者及び株主の議決権につき異議を述べることができる。但し、前章の調査手続において確定した更生債権及び更生担保権を有する更生債権者及び更生担保権者の議決権については、この限りでない。

(議決権の行使)
第七十一條 確定した更生債権及び更生担保権並びに異議のない議決権を有する更生債権者、更生担保権者及び株主は、その確定額又は届出の額若しくは数に應じて議決権を行使することができる。

2 異議のある権利については、裁判所が議決権を行使させるかどうか及びいかなる額又は数につき議決権を行使させるかを定める。

3 裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、何時でも前項の規定による決定を変更することができる。

4 前二項の規定による決定は、その言渡があつたときは、送達することを要しない。

(不当な議決権者の排除)
第七十二條 裁判所は、権利取得の時期、対価その他の事情からみて、議決権を有する更生債権者、更生担保権者又は株主が関係人集会の決議に関し賄賂を收受する等不当な利益を得る目的でその権利を取得したものと認めるときは、これらの者にその議決権を行使させないことができる。

2 裁判所は、前項の処分をする前に当該議決権者を審尋しなければならない。

(議決権を行使することができない者)
第七十三條 前二條の規定により議決権を行使することができない者の外、左に掲げる者は、議決権を行使することができない。

一 更生計画によつてその権利に影響を受けない者
二 第六十條の規定により計画から除外することのできる者
三 第二百四十二條第二項の規定によりその保護が定められていない者

(議決権の代理行使)
第七十四條 更生債権者、更生担保権者及び株主は、代理人をもつてその議決権を行うことができる。この場合においては、代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならない。

第六章 更生手続開始後の手続

(会社の業務及び財産の管理)
第七十五條 管財人は、就職の後直ちに会社の業務及び財産の管理に着手しなければならない。

(郵便物の管理)

第七十六條 裁判所は、通信事務を取り扱う官署その他の者に對し、会社にあつた郵便物又は電報を管財人に配達すべき旨を囑託することができる。

2 管財人は、その受け取つた前項の郵便物又は電報を開いて見ることができない。

3 会社は、前項の郵便物又は電報の開覧を求め、且つ、会社財産に關しないものの交付を求めることができる。

第七十七條 裁判所は、会社の申立により又は職権で、管財人の意見を聞き、前條第一項の囑託を取り消し、又は変更することができる。

2 更生手続が終了したときは、裁判所は、前條第一項の囑託を取り消さなければならない。

(財産の価額の評定)

第七十八條 管財人、管財人がないときは会社は、更生手続開始後遅滞なく、裁判所書記官、執行吏又は公証人の立会のもとに、会社に属する一切の財産の価額を評定しなければならない。管財人が評定する場合においては、遅滞の虞のある場合を除く外、会社の立会を求めなければならない。

(財産目録及び貸借照表の作成)
第七十九條 管財人、管財人がな

いときは会社は、更生手続開始後遅滞なく、手続開始の時に附ける財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 前項の財産目録及び貸借対照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

(管財人の調査報告)

第八十條 管財人は、就職の後遅滞なく、左の事項を調査して裁判所に報告しなければならない。

一 更生手続の開始に至つた事情
二 会社の業務及び財産に関する経過及び現状
三 第七十二條に定める処分を必要とする事情の有無
四 業務及び財産の管理を会社に回復させるのを適當とする事情の有無

五 その他更生に關し必要な事項
(会社の報告)
第八十一條 管財人がなく、且つ、第九十一條の規定による審査人の調査報告もない場合には、会社は、遅滞なく、前條第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに管財人又は審査人の選任を必要とする事情の有無を裁判所に報告しなければならない。

(更生債権者等の調査)
第八十二條 管財人は、裁判所の定める期間内に、左に掲げる事項を調査して裁判所に報告しなければならない。

一 更生債権者の氏名及び住所、更生債権の内容及び原因、議決権の額並びに優先権のある債権又

は劣後的債権であるときは、その事項

二 更生担保権者の氏名及び住所、更生担保権の内容及び原因、担保権の目的及びその価額、議決権の額並びに会社以外の者が債務者であるときは、その氏名及び住所

三 株主の氏名及び住所並びに株式の額面無額面の別、種類及び数

2 管財人がなく、且つ、第九十一條の規定による審査による審査人の調査報告もない場合には、会社は、裁判所の定める期間内に、前項に掲げる事項を裁判所に報告しなければならない。

(その後の報告等)

第九十三條 管財人、管財人がないときは審査人又は会社は、前五條の規定によるものの外、裁判所の定めるところに従い、会社の業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告し、また、更生計画認可の時及び裁判所の定める時期における財産目録及び貸借対照表を作成してその謄本を裁判所に提出しなければならない。

(営業用の固定財産の評価)

第九十四條 第九十九條及び前條の規定に基いて作成する財産目録に記載する営業用の固定財産の評価並びに更生手続による会社の営業用の固定財産の評価換については、商法第三十四條第二項及び第二百八十五條(営業用の固定財産の評価)の規定は、適用しない。

(書類の備置)

第九十五條 第九十九條から第九十三條までの規定によつて裁判所に提出された書類は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

(会社の更生事務処理)

第九十六條 管財人がない場合には、会社は、裁判所の監督のもとに、更生事務を処理する。

2 会社は、更生事務の処理につき、管財人と同一の注意義務を負う。

3 会社が前項の注意義務を怠つたときは、会社及び任務を怠つた取締役は、利害関係人に對し、連帶して損害賠償の責に任ずる。

(業務及び財産の管理の変更)

第九十七條 会社の債務が二十万円以上である場合には、裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、何時でも管財人を置くことをやめて業務及び財産の管理を会社に回復させることができ、また、会社に業務及び財産の管理をさせることをやめて管財人を置くことができる。

(管理の変更に伴う訴訟手続の中断、受継)

第九十八條 更生手続開始後会社が訴訟を受継した後に管財人が置かれたときは、訴訟手続は、中断する。この場合においては、管財人又は相手方においてこれを受け継ぐことができる。

2 更生手続開始後管財人又は相手方が訴訟を受継した後に管財人を置くことがやめられたとき、又は更生手続が終了したときは、訴訟

手続は、中断する。この場合においては、会社は、訴訟を受け継がなければならない。

3 前項の場合においては、相手方においても、訴訟を受け継ぐことができる。

4 前三項の規定は、会社の財産関係の事件で行政庁に保属するものに準用する。

(営業の休止)

第九十九條 営業継続中の会社につきその営業の継続を不適当とする特別の事情がある場合において、その営業を休止しようとするときは、管財人、管財人がないときは会社は、裁判所の許可を得なければならない。

(財産の保管方法等)

第一百條 裁判所は、金銭その他の財産の保管方法及び金銭の收支について必要な定をすることができ、

(審査人)

第一百十一條 管財人がない場合には、裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、何時でも利害関係のない者を審査人に選任して第九十八條、第九十二條第一項及び第九十三條に掲げる事項の調査報告、更生計画案の作成、発起人、取締役、監査役又は清算人に対する責任追及並びに会社の業務及び財産に関する監督その他裁判所の命ずる事項を行わせることができる。但し、会社の業務及び財産の管理を行わせることはできない。

2 裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、何時でも審査人を置くことをやめることができる。

を置くことをやめることができる。

(管財人等に関する規定の準用)

第一百十二條 第四十一條から第四十四條まで、第九十六條、第九十七條、第九十九條及び第一百條の規定は、審査人に準用する。

2 審査人があるときは、発起人等に対する責任追及に関する訴については、審査人を原告又は被告とする。

(審査人の選任に伴う訴訟手続の中断、受継)

第一百十三條 審査人が置かれた場合において、発起人等に対する会社の責任追及に関する訴訟手続が係属するときは、その訴訟手続は、中断する。この場合においては、審査人は、訴訟を受け継がなければならない。

2 第九十八條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(法律顧問)

第一百十四條 管財人、管財人がないときは会社は、必要があるときは、裁判所の許可を得て法律顧問を選任することができる。

(第一回の関係人集会)

第一百十五條 第九十條又は第九十二條第一項に掲げる事項を裁判所に報告した管財人、審査人又は会社は、その事項の要旨を第一回の関係人集会に報告しなければならない。

第一百十六條 第一回の関係人集会においては、裁判所は、管財人、審査人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主

から管財人又は審査人の設置又は選任並びに会社の業務及び財産の管理に関する意見を聞かなければならない。

(更生計画案の作成及び提出)

第一百十七條 管財人(管財人がないときは会社。但し、更生計画案の作成を命ぜられた審査人があるときは、その審査人)は、更生債権、更生担保権及び株式の届出期間の満了後裁判所の定める期間内に、計画案を作成して裁判所に提出しなければならない。

2 裁判所は、申立により又は職権で、前項の期間を延長することができる。

3 計画案の作成ができないときは、第一項に定める者は、前二項の期間内に、その旨の報告書を裁判所に提出しなければならない。

第一百十八條 会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主は、裁判所の定める期間内に、更生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

2 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(清算を内容とする計画案)

第一百十九條 更生手続開始後会社の存続、合併、新会社の設立又は営業の譲渡による事業の継続を内容とする更生計画案の作成が困難なことが明かになったときは、裁判所は、計画案作成者の申立により、清算を内容とする計画案の作成を許可することができる。但し、債権者の一般の利益を害するときは、この限りでない。

2 裁判所は、計画案を決議に付す

るまでは、何時でも前項の許可を取り消すことができる。

3 第五百五十九條第三項の規定は、第一項の許可について準用する。
(更生計画案審理のための関係人集会)

第二百條 更生計画案の提出があつたときは、裁判所は、その計画案を審理するため、期日を定めて関係人集会を招集しなければならない。

第二百一條 前條の関係人集会においては、更生計画案の提出者から計画案につき説明を聞いた上、裁判所は、管財人、審査人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主から計画案に対する意見を聞かなければならぬ。

(監督行政庁等の意見)

第二百二條 裁判所は、必要があると認めるときは、会社の業務を監督する行政庁、法務総裁、証券取引委員会その他の行政機関に対し、更生計画案に対する意見の陳述を求めることができる。

2 行政庁の許可、認可、免許その他の処分を要する事項を定めた計画案については、裁判所は、その事項につき当該行政庁の意見を聞かなければならない。

3 会社の業務を監督する行政庁、法務総裁又は証券取引委員会は、何時でも裁判所に対し、計画案につき意見を述べることができる。
(会社の労働組合等の意見)

第二百三條 裁判所は、更生計画案について、会社の使用人の過半数で組織する労働組合があるとき

は、その労働組合、会社の使用人の過半数で組織する労働組合がないときは、会社の使用人の過半数を代表する者の意見を聞かなければならない。

(更生計画案の修正)

第二百四條 更生計画案の提出者は、計画案審理のための関係人集会の期日までは、裁判所の許可を得て計画案を修正することができる。

(更生計画案の修正命令)

第二百五條 裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、更生計画案の提出者に対し計画案を修正すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による裁判所の命令があつたときは、計画案の提出者は、裁判所が定める期間内に、計画案を修正しなければならない。

(関係人集会の再開)

第二百六條 更生計画案審理のための関係人集会の期日後に前條の規定による修正があつたときは、裁判所は、その修正案を審理するため、さらに期日を定めて関係人集会を招集することができる。

2 第二百一條の規定は、前項の関係人集会に準用する。

(更生計画案の排除)

第二百七條 更生計画案が法律の規定に反するか、公正、衡平なものでないか、又は遂行不可能なものであると認めるときは、裁判所は、計画案を関係人集会の審理又は決議に付さないことができる。
(更生計画案決議のための関係人集会)

第二百八條 第二百條又は第二百六

條の規定による関係人集会の審理を経た更生計画案につき修正命令を発しないときは、裁判所は、計画案につき決議をするため期日を定めて関係人集会を招集しなければならない。

2 前項の場合においては、裁判所は、あらかじめ、その計画案の旨又はその要旨を管財人、審査人、会社、届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主(議決権を行使することができない者を除く)、更生のために債務を負担し、又は担保を提供する者、会社の業務を監督する行政庁、法務総裁並びに証券取引委員会に送達しなければならない。

3 前項の送達については、第四百四十一條第二項及び第三項の規定を準用する。

(更生のために債務を負担する者等の出頭)

第二百九條 更生のために債務を負担し、又は担保を提供する者は、前條第一項の期日に出席して、その旨の陳述をしなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させることができる。

2 代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならない。

(更生計画案の変更)

第二百十條 更生計画案の提出者は、更生債権者、更生担保権者及び株主に不利な影響を與えない場合に限り、第二百八條第一項の関係人集会において裁判所の許可を得て計画案を変更することができる。

(決議の時期)

第二百十一條 更生計画案は、一般の更生債権又は更生担保権調査の終了前は、決議に付することができない。

(決議の方法)

第二百十二條 第二百八條第一項の関係人集会においては、更生債権者、更生担保権者及び株主は、第五百五十九條の規定により分類された組に分れて決議する。

(可決の要件)

第二百十三條 関係人集会において更生計画案を可決するには、更生債権者の組においては議決権を行使することができ、更生債権者の議決権の総額の三分の二以上に當る議決権を有する者の同意、更生担保権者の組においては議決権を行使することができ、更生担保権者の議決権の総額の三分の二以上に當る議決権を有する者(第四百九十九條に定める計画案を可決するには、その全員)の同意、株主の組においては議決権を行使することができる株主の議決権の総数の過半数に當る議決権を有する者の同意を得なければならない。

(続行期日の指定)

第二百十四條 関係人集会において更生計画案が可決されるに至らなかつた場合においても、更生債権者の組においては議決権を行使することができる更生債権者の議決権の総額の過半数に當る議決権を有する者、更生担保権者の組においては議決権を行使することができる更生担保権者の議決権の総額の三分の二以上に當る議決権を有する者、株主の組においては議決権を行使することができる株主の議決権の総数の過半数に當る議決権を有する者の同意を得なければならない。

する者、株主の組においては議決権を行使することができる株主の議決権の総数の三分の一以上に當る議決権を有する者がそれぞれ期日の続行に同意したときは、裁判所は、管財人、審査人、会社若しくは議決権を行使することができる更生債権者、更生担保権者若しくは株主の申立により又は職権で、続行期日を定めて言い渡さなければならない。

(可決の時期)

第二百十五條 更生計画案の可決は、第二百八條第一項の関係人集会の第一期日から二月内にされなければならない。

2 裁判所は、必要があると認めるときは、計画案提出者の申立により又は職権で、前項の期間を延長することができる。但し、その期間は、一月をこえることができない。

(公益債権)

第二百十六條 左に掲げる請求権は、公益債権とする。

一 更生債権者、更生担保権者及び株主の共同の利益のためにする裁判上の費用

二 更生手続開始後の会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分に関する費用

三 更生計画の遂行に関する費用。但し、更生手続終了後に生じたものを除く。

四 第二百九十三條及び第二百九十五條の規定により支拂うべき報酬、費用及び報償金

五 会社の業務及び財産に関し管財人、会社又は整理委員が権限

に基いて更生手続開始後にした行為によつて生じた請求権

六 事務管理又は不当利得により更生手続開始後会社に対して生じた請求権

七 第二百三條第一項の規定により管財人又は会社が債務の履行をする場合において、相手方が有する請求権

八 会社のために支出すべきやむを得ない費用で、前各号に掲げるものの以外のものであるもの。

(共益債権の弁済)

第二百三十七條 共益債権は、更生手続によらないで、隨時弁済する。

2 共益債権は、更生債権及び更生担保権に先だつて、弁済する。

(会社財産不足の場合の弁済方法)

第二百三十八條 会社財産が共益債権の総額を弁済するのに足りないことが明かになつたときは、共益債権は、法令に定める優先権にかかわらず、まだ弁済しない債権額の割合に応じて弁済する。但し、共益債権について存する留置権、特別の先取特権、質権及び抵当権の効力を妨げない。

第七章 更生計画の條項

(更生計画の條項)

第二百三十九條 更生計画においては、全部又は一部の更生債権者、更生担保権者又は株主の権利を変更する條項及び共益債権の弁済に関する條項を定めなければならない。

2 計画においては、営業若しくは財産の譲渡、出資若しくは賃貸、事業の経営の委任、定款の変更、取締役、代表取締役若しくは監査

役の変更、資本の減少、新株若しくは社債の発行、合併、解散又は新会社の設立に関する條項その他更生のために必要な條項を定めることができる。

(更生債権者等の権利)

第二百四十條 更生債権者、更生担保権者又は株主の権利を変更するときは、変更されるべき権利を明示し、且つ、変更後の権利の内容を定めなければならない。

2 更生債権者、更生担保権者又は株主で、更生計画によつてその権利に影響を受けないもの又は第六十條の規定に基づき計画から除外されるものがあるときは、その者の権利を明示しなければならない。

(債務の期限)

第二百四十一條 更生計画によつて期限が五年以上にわたる債務が負担され、又は五年以上にわたつて債務の期限が猶予されるときは、その債務の弁済資金の調達方法を明示しなければならない。且つ、その期限は、担保があるときはその担保物の耐用期間、担保がないときは担保物の耐用期間が判定できないときは二十年をこえてはならない。

(担保の提供及び債務の負担)

第二百四十二條 会社又は会社以外の者が更生のために担保を提供するときは、担保を提供する者を明示し、且つ、担保権の内容を定めなければならない。

2 会社以外の者が債務を引き受け、又は保証人となる等更生のために債務を負担するときは、その

者を明示し、且つ、その債務の内容を定めなければならない。

(未確定の更生債権等)

第二百四十三條 異議のある更生債権又は更生担保権で、その確定手続の落着かないものがあるときは、その権利確定の可能性を考慮し、これに対する適確な措置を定めなければならない。

(共益債権)

第二百四十四條 共益債権については、既に弁済したものを明示し、且つ、将来弁済すべきものについて合理的な定をしなければならない。

(営業又は財産の譲渡等)

第二百四十五條 会社の営業若しくは財産の全部若しくは一部を譲渡し、出資し、若しくは賃貸し、会社の事業の経営の全部若しくは一部を委任し、他人と営業上の損益を共通にする契約その他これに準ずべき契約を締結し、変更し、若しくは解約し、又は他人の営業若しくは財産の全部若しくは一部を譲り受けるときは、その目的物、対価、相手方その他の事項及びその対価を更生債権者、更生担保権者又は株主に分配するときは、その分配の方法を定めなければならない。

(争の落着かない権利)

第二百四十六條 会社に属する権利で、争の落着かないものがあるときは、和解若しくは調停の受諾に関する定をするか、又は管財人若しくは審査人による訴訟の遂行その他権利の実行に関する確実な方法を定めなければならない。

(定款の変更)

第二百四十七條 会社の定款を変更するときは、その変更の内容を定めなければならない。

2 会社が発行する株式の総数を増加するときは、増加すべき株式につき、株主に対し新株の引受権を與え、制限し、又は排除する旨及び特定の第三者に対しこれを與えるときは、その旨を定めなければならない。

(取締役等の変更)

第二百四十八條 会社の取締役若しくは監査役を選任し、又は会社の代表取締役を選定するときは、選任若しくは選定されるべき者及び任期又は選任若しくは選定の方法及び任期を定めなければならない。

2 会社の取締役、代表取締役又は監査役のうち留任させる者があるときは、その者及び任期を定めなければならない。

3 前二項の場合において、数人の代表取締役に共同して会社を代表させるときは、その旨を定めなければならない。

4 第一項及び第二項に定める任期は、一年をこえることができない。

(資本の減少)

第二百四十九條 会社の資本を減少するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少すべき資本の額

二 資本減少の方法

(新株の発行)

第二百五十條 会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込又は現物出資をさせないで新株を発行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 新株の額面無額面の別、種類及び数

二 新株の割当に関する事項

三 新株の発行によつて増加すべき資本及び準備金の額

2 会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込又は現物出資をさせて新株を発行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 前項第一号及び第三号に掲げる事項

二 拂込金額その他新株の割当に関する事項及び新株の拂込期日

(この期日は、更生計画認可の決定の日から三月以上を経過した日でなければならない。)

三 あらたに現物出資をする者があるときは、その者、出資の目的たる財産、その価格並びにこれに対して與える株式の額面無額面の別、種類及び数

3 前二項に定める場合を除き、会社が新株を発行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 第一項第一号に掲げる事項

二 前項第三号に掲げる事項

三 新株の発行価額及び拂込期日

(この期日は、計画認可の決定の日から三月以上を経過した日でなければならない。)

四 無額面株式の発行価額中資本に組み入れない額

(社債の発行)

第二百三十一條 会社が社債を発行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 社債の総額

二 各社債の金額、社債の利率、社債償還及び利息支拂の方法及び期限その他社債の内容

三 社債発行の方法及び更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込をさせ、又はさせないで社債を発行するときは、その割当に関する事項

四 担保附社債であるときは、その担保権の内容

(吸収合併)

第二百三十二條 会社が他の会社と合併してその一方が合併後存続するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 他の会社の商号

二 存続する会社が合併によつてその発行する株式の総数を増加するときは、その増加すべき株式の額面無額面の別、種類及び数、その株式についての株主の新株引受権の有無又は制限に関する事項並びに特定の第三者に與えることを定めたときは、これに関する事項

三 合併によつて消滅する会社の更生債権者、更生担保権者又は株主に対して発行すべき新株の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当に関する事項

四 存続する会社の増加すべき資本及び準備金の額

五 合併によつて消滅する会社の株主に金銭を支拂い、又は社債

を割り当てることを定めたときは、その規定

六 他の会社における合併契約書承認決議のための株主総会の日時

七 合併すべき時期を定めたときは、その規定

第二百三十三條 会社が他の会社と合併して新会社を設立するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 合併すべき時期を定めたときは、その規定

二 新会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法

三 新会社が発行する株式の額面無額面の別、種類及び数

四 新会社の設立のときに定める新会社の発行する株式の総数についての株主の新株引受権の有無又は制限に関する事項及び特定の第三者に與えることを定めたときは、これに関する事項

五 更生債権者、更生担保権者又は各会社の株主に対して発行すべき株式の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当に関する事項

六 新会社の資本及び準備金の額

七 各会社の株主に金銭を支拂い、又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

八 前條第六号及び第七号に掲げる事項

(新会社の設立)

第二百三十四條 更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込又は現物出資をさせないで

株式を引き受けさせることによつて新会社を設立するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 新会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法

二 新会社が発行する株式の総数

三 額面株式を発行するときは、一株の金額

四 新会社の設立のときに定める新会社の発行する株式の総数についての株主の新株引受権の有無又は制限に関する事項及び特定の第三者に與えることを定めたときは、これに関する事項

五 更生債権者、更生担保権者又は株主に対して発行すべき株式の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当に関する事項

六 その他新会社の定款に記載すべき事項

七 新会社の資本及び準備金の額

八 会社から新会社に移転すべき財産及びその価格

九 新会社の取締役、代表取締役及び監査役となるべき者又はその選任若しくは選定の方法並びに任期(但し、一年をこえることができない)

十 新会社が社債を発行するときは、第二百三十一條に掲げる事項

2 前項に定める場合を除き、合併によらないで新会社を設立するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 前項第一号から第四号まで、

第六号及び第八号から第十号までに掲げる事項

二 新会社の設立に際して発行する株式の額面無額面の別、種類及び数、新会社の設立に際して無額面株式を発行するときは、その発行価額及びその価額中資本に組み入れない額並びに更生債権者、更生担保権者又は株主に対してあらたに拂込又は現物出資をさせ、又はさせないで株式を引き受けさせるときは、前項第五号に掲げる事項

(平等の原則)

第二百三十七條 更生計画の條件は、同じ性質の権利を有する者の間では平等でなければならない。

但し、更生債権者及び更生担保権者については、その債権の少額なものにつき別段の定めをし、その他これらの者の間に差等を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

(取締役等の選任等に関する規定)

第二百三十八條 会社又は新会社(合併によつて設立される新会社を除く)の取締役、代表取締役若しくは監査役の選任、選定若しくは留任又はその選任若しくは選定の方法に関する更生計画の定は、衡平で、且つ、更生債権者、更生担保権者及び株主の一般の利益に合致するものでなければならない。

(特別利益の供與の無効)

第二百三十九條 会社又は第三者が更生計画の條件によらないで、ある更生債権者、更生担保権者又は株主に特別の利益を與える行為は、無効とする。

第八章 更生計画の認可及び遂行

(更生計画の認可)

第二百四十條 関係人集会において更生計画案を可決したときは、裁判所は、その期日又は直ちに言い渡した期日において、計画の認可につき決定をしなければならない。

2 第六十五條及び第六十六條

2 前項の規定は、第二百一十一條第

2 前項の規定は、第二百一十一條第

に掲げる者は、計画の認可につき意見を述べることができる。

3 計画認可の期日を定める決定は、言渡をしたときは、公告及び送達をすることを要しない。

(更生計画認可の要件)

第二百四十一條 裁判所は、左の要件を備えている場合に限り、更生計画認可の決定をすることができ

る。

一 更生手続又は計画が法律の規定に合致していること。

二 計画が公正、衡平であり、且つ、遂行可能であること。

三 決議が誠実、公正な方法でされたこと。

四 合併を内容とする計画については、他の会社の株主総会の合併契約書承認の決議があつたこと。

五 行政庁の許可、認可、免許その他の処分を要する事項を定めた計画については、第二百二條第二項の規定による行政庁の意見と重要な点において反していないこと。

2 更生手続が法律の規定に違反している場合でも、その違反の程度、会社の現況その他一切の事情を考慮して計画を認可しないことが不適当と認めるときは、裁判所は、計画認可の決定をすることができ

る。

(不同意の組のある場合の認可)

第二百四十二條 更生計画案につき関係人集会において決定の額又は数以上の議決権を有する者の同意を得られなかつた組がある場合においても、裁判所は、計画案を

更し、その組の更生債権者、更生担保権者又は株主のために、左に掲げるいずれかの方法によつてその権利を保護する事項を定めて、計画認可の決定をすることができ

る。

一 更生担保権者について、その担保権の目的たる財産を、その権利を存続させたまま新会社に移転し、他に譲渡し、又は会社に留保すること。

二 更生担保権者についてはその権利の目的たる財産、更生債権者についてはその債権の弁済に充てられるべき会社の財産、株主については残余財産の分配に充てられるべき会社の財産、株主については残余財産の分配に充てられるべき会社の財産を、裁判所が定める公正な取引価額

(担保権の目的たる財産については、その権利による負担がないものとして評価するものとする。以上の価額で売却し、その売得金から売却の費用を控除した残金で弁済し、又はこれを分配し、若しくは供託すること。

三 裁判所の定めるその権利の公正な取引価額を権利者に支拂うこと。

四 その他前各号に準じて公正、衡平に権利者を保護すること。

2 計画案につき、関係人集会において法定の額又は数以上の議決権を有する者の同意を得られないことが明らかとなるときは、裁判所は、計画案作成者の申立により、あらかじめその組の更生債権

者、更生担保権者又は株主のために前項に掲げるいずれかの方法によつてその権利を保護する事項を定めて、計画案を作成することを許可することができる。

3 前項の申立があつたときは、裁判所は、申立人及び同項に定める組の権利者一人以上の意見を聞かなければならない。

(更生計画認可の決定の言渡等)

第二百四十三條 更生計画認可の決定は、言い渡し、且つ、その主文、理由の要旨及び計画又はその要旨を公告しなければならない。但し、送達をすることを要しない。

2 第三十五條第一項の規定は、前項の決定があつた場合に準用する。

(更生計画の効力発生の時)

第二百四十四條 更生計画は、認可の決定の時から、効力を生ずる。

(抗告)

第二百四十五條 更生計画認可の決定に対しては、即時抗告をすることができ

る。但し、届出をしなかつた更生債権者、更生担保権者又は株主は、この限りでない。

2 議決権を有しなかつた更生債権者、更生担保権者又は株主が前項の抗告をするには、更生債権者、更生担保権者又は株主であること

を疎明しなければならない。

3 第一項の抗告は、計画の遂行に影響を及ぼさない。但し、抗告裁判所又は更生裁判所は、抗告が法律上の理由があると認め、計画の遂行によつて生ずべき償うことができない損害を避けるため緊急の

必要があり、且つ、事実上の点について疎明があつたときは、申立により、抗告につき決定があるまで、保証を立てさせ、又は立てさせないで、計画の全部又は一部の遂行を停止し、その他必要な処分をすることができ

る。

4 前三項の規定は、第八條において準用する民事訴訟法第四百十九條ノ二特別抗告の規定による抗告について準用する。

(更生計画認可の決定が確定した場合)

第二百四十六條 第二百九十條及び第二百九十一條の規定は、更生計画認可の決定が確定した場合に準用する。

(更生債権者等への記載)

第二百四十七條 更生計画認可の決定が確定したときは、裁判所書記官は、計画の條項を更生債権者表、更生担保権者表及び株主表に記載しなければならない。

(更生計画の効力範囲)

第二百四十八條 更生計画は、会社、すべての更生債権者、更生担保権者及び株主、更生のために債務を負担し、又は担保を供する者並びに新会社(合併によつて設立される新会社を除く)のために、且つ、それらの者に対して効力を有する。

2 計画は、更生債権者又は更生担保権者が会社の保証人その他会社とともに債務を負担する者に対して有する権利及び会社以外の者が更生債権者又は更生担保権者のために供した担保に影響を及ぼさない。

(更生債権等の免責等)

第二百四十九條 更生計画認可の決定があつたときは、計画の定又はこの法律の規定によつて認められた権利を除き、会社は、すべての更生債権及び更生担保権につきその責を免かれ、株主の権利及び会社の財産の上に存した担保権は、すべて消滅する。但し、第二百一十一條第一項第五号及び第六号に掲げる請求権については、この限りでない。

(権利の変更)

第二百五十條 更生計画認可の決定があつたときは、更生債権者、更生担保権者及び株主の権利は、計画の定に従い変更される。

2 商法第二百八條(質権の効力)及び第二百九條第四項(株券の引渡)の規定は、株主が前項の規定による権利の変更により受けるべき金銭その他の物、株式、債権その他の権利及び株券について準用する。

(更生債権者及び更生担保権者の権利)

第二百五十一條 更生計画の定によつて更生債権者又は更生担保権者に対し権利が認められた場合には、その権利は、確定した更生債権又は更生担保権を有する者に対してのみ認められるものとする。

(届出をしない株主の権利)

第二百五十二條 更生計画の定によつて株主に対し権利が認められた場合には、その権利は、株式の届出をしなかつた者に対しても、認められるものとする。

(更生債権者表等の記載の効力)
第二百五十三條 更生計画認可の決定が確定したときは、更生債権又は更生担保権に基き計画の定によつて認められた権利については、その更生債権者表又は更生担保権者表の記載は、会社、新会社(合併によつて設立される新会社を除く)、更生債権者、更生担保権者、会社の株主及び更生のために債務を負担し、又は担保を供する者に對し、確定判決と同一の効力を有する。

2 前項に定める権利で金銭の支拂その他の給付の請求を内容とするものを有する者は、更生手続終結の後、会社及び更生のために債務を負担した者に對し、更生債権者表又は更生担保権者表に基いて強制執行することができ、但し、民法第四百五十二條(催告の抗弁権)及び第四百五十三條(検査の抗弁権)の規定の適用を妨げない。

3 民事訴訟法第五百十六條から第五百五十八條まで(判決に基く強制執行)の規定は、前項の場合に準用する。但し、同法第五百二十一條(執行文付與の訴)、第五百四十五條(請求異議の訴)及び第五百四十六條(執行文付與に對する異議の訴)の規定による訴は、更生裁判所の管轄に專屬する。

(中止中の手続の失効)
第二百五十四條 更生計画認可の決定があつたときは、第六十七條第一項の規定によつて中止した破産手続、強制執行、仮差押、仮処分及び競売法による競売手続は、その効力を失う。但し、同條第六項

の規定によつて続行された手続又は処分については、この限りでない。

2 前項の規定によつて効力を失つた破産手続における財団債権(但し、破産法第四十七條第二号(国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することのできる請求権)及び第九号(破産者及びこれに扶養される者の扶助料)に掲げるものを除く)は、共益債権とする。

(更生計画の遂行)
第二百五十五條 更生計画認可の決定があつたときは、管財人、管財人がないときは会社は、すみやかに計画を遂行しなければならぬ。

2 裁判所は、管財人がない場合において、必要があると認めるときは、会社以外の者を整理委員に選任して計画を遂行させることができる。

3 計画の定によつて新会社を設立するときは、発起人又は設立委員の職務は、前二項に定める者が行う。

4 第四十一條から第四十四條まで、第九十六條、第九十七條、第九十九條及び第一百條の規定は、整理委員に準用する。

(更生計画遂行に關する裁判所の命令)
第二百五十六條 裁判所は、第二百四十八條第一項及び前條に掲げる者に對し、更生計画の遂行に關し必要な命令をすることができ、

2 裁判所は、計画の遂行を確実ならしめるため必要があると認めるときは、計画の定又はこの法律の

規定により債権を有する者又は異議のある更生債権若しくは更生担保権でその確定手続の落着かないものを有する者のために、相当な担保を供させることができる。

3 民事訴訟法第一百二十二條(担保提供の方法)、第一百十三條(担保物に對する被告の權利)、第一百十五條(担保の取消)及び第一百十六條(担保物の交換)の規定は、前項の規定による担保について準用する。

(株主總會の決議等に関する法令の規定等の排除)
第二百五十七條 更生計画の遂行については、法令又は定款の規定にかかわらず、会社の創立總會、株主總會(或る種類の株主の總會を含む)又は取締役會の決議を要しない。

(營業の譲渡等に関する商法の規定の特例)
第二百五十八條 第二百五十五條の規定により更生計画において会社の營業若しくは財産の全部若しくは一部を譲渡し、出資し、若しくは賃貸し、会社の事業の經營の全部若しくは一部を委任し、他人と營業上の損益を共通にする契約その他これに準ずべき契約を締結し、変更し、若しくは解約し、又は他人の營業若しくは財産の全部若しくは一部を譲り受けることを定めたときは、計画によつてこれらの行為をすることができ、

2 前項の場合においては、商法第二百四十五條ノ二から第二百四十五條ノ四まで(反對株主の株式買取請求)の規定は、適用しない。

(定款の変更に関する商法の規定の特例)
第二百五十九條 第二百二十七條の規定により更生計画において会社の定款を変更することを定めたときは、定款は、計画認可の決定の時に計画によつて変更される。

(取締役等の変更に関する商法の規定の特例)
第二百六十條 第二百二十八條の規定により更生計画において取締役若しくは監査役の選任又は代表取締役の選定を定めたときは、これらの者は、計画認可の決定の時に選任又は選定されるものとする。

2 第二百二十八條の規定により計画において取締役若しくは監査役の選任又は代表取締役の選定方法を定めたときは、これらの者の選定は、計画の定める方法によつてすることができ、この場合においては、商法第二百五十四條第一項(同法第二百八十條において準用する場合を含む)。(取締役、監査役の選任)及び第二百六十一條第一項(代表取締役の選定)は、適用しない。

3 会社の取締役、代表取締役又は監査役で、計画において留任することを定められなかつた者は、計画認可の決定の時に解任されるものとする。

4 第一項及び第二項の規定により選任され、若しくは選定され、又は計画の定によつて留任した取締役、代表取締役又は監査役の任期及び代表取締役の代表の方法は、計画に定めるところによる。

(資本の減少に関する商法等の規定の特例)
第二百六十一條 第二百二十九條の規定により更生計画において資本の減少を定めたときは、計画の定によつて資本を減少することができる。

2 前項の場合においては、商法第二百二十二條第二項(株式消却の手続)、第二百七十六條第二項、第三項(資本減少の手続)及び第三百八十條(資本減少無効の訴)の規定は、適用せず、同法第三百七十九條第一項但書(競売以外の方法による端株の売却の許可)に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

3 第一項の場合においては、会社の資本減少による変更の登記の申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本を添附しなければならぬ。

(新株の発行に関する商法等の規定の特例)
第二百六十二條 第二百三十條第一項の規定により更生計画において会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に對し、あらたに拂込又は現物出資をさせないで新株を発行することを定めたときは、これらの權利者は、計画認可の決定の時に株主となる。

2 前項の場合においては、新株引受權に關する定款の定に拘束されない。

2 商法第三百七十七條から第三百七十九條まで(株式併合)の規定は、株主に對し、割り當てる株式に端数を生ずる場合に準用する。

この場合においては、同法第三十七九條第一項但書に定めた事件は、更生裁判所の管轄とし、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三百三十二條ノ三（競売以外の方法による端株の売却の許可の申請）の規定を準用する。

第二百六十三條 第二百三十條第二項又は第三項の規定により、更生計画において会社が新株を発行することと定めたときは、計画の定によつて新株を発行することができる。

3 前項の場合においては、商法第二百八十條ノ三（発行條件の均等）、第二百八十條ノ八（現物出資の検査）、第二百八十條ノ十（発行の差止）、第二百八十條ノ十一（不公正な価額で株式を引き受けた者の責任）、第二百八十條ノ十三（取締役の引受担保責任）及び第二百八十條ノ十五から第二百八十條ノ十八まで（新株発行無効の訴）の規定は、適用しない。

3 第一項の場合においては、新株引受権に関する定款の定に拘束されず、商法第二百八十條ノ十四（新株発行の場合における設立に関する規定の準用）において準用する同法第七十八條（拂込取扱銀行等の変更）に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

4 第一項の場合においては、商法第二百八十條ノ五（新株引受権の行使）の規定を準用する。この場合において、同條第二項中「株券」とあるのは、「株券又は社債券」と読み替へるものとする。

5 更生債権者、更生担保権者又は

株主に対し、あらたに拂込又は現物出資をさせて新株を発行するときは、これらの権利者は、計画に定める金額を拂込み、又は計画に定める現物出資をすれば足りる。

6 前條第三項の規定は、株主に対しあらたに拂込又は現物出資をさせて割り当てる株式に端数を生ずる場合に準用する。但し、この場合においては、従前の株主に交付すべき代金から、端株につき拂い込むべき金額又は給付すべき現物出資に相当する金額を控除しなければならぬ。

7 第一項の場合においては、会社の新株発行による変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、株式の申込及び引受を証する書面並びに拂込を取り扱つた銀行又は信託会社の拂込金の保管に関する証明書（社債の発行に関する商法等の規定の特例）を添附しなければならない。

第二百六十四條 第二百三十一條の規定により更生計画において会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込をさせないで社債を発行することを定めたときは、これらの権利者は、計画認可の決定の時に社債権者となる。

2 前項の場合においては、商法第二百九十八條（未拂込社債のある場合の社債募集の制限）の規定は、適用しない。

3 第一項の場合においては、計画の定によつて更生債権者又は更生

担保権者に対して発行する社債の額は、商法第二百九十七條（社債総額の制限）の規定の適用については、これを社債の総額に算入しない。

4 第一項の場合においては、社債の登記の嘱託書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、名義書換代理人を置いたときは、これを証する書面を添附しなければならない。

5 第一項の場合においては、その社債が担保附社債であるときは、前項の嘱託書には、同項に掲げる書面の外、信託証書及び担保附社債信託法第十九條ノ四第一項（社債の総額を数回に分けて発行する場合の信託契約の方式）の契約証書があるときは、その証書を添附しなければならない。

第二百六十五條 前條に定める場合を除き、第二百三十一條の規定により更生計画において会社が社債を発行することを定めたときは、計画の定によつて社債を発行することができる。

2 更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込をさせて社債を発行するときは、これらの権利者は、計画に定める金額を拂い込めば足りる。

3 第二百六十三條第四項並びに前條第二項及び第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

4 第一項の場合においては、社債の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、社債の申込及び引受を証する書面、各社債につき拂込のあつ

たことを証する書面並びに社債募集の委託を受けた会社があるときは、その委託を証する書面及び名義書換代理人を置いたときは、これを証する書面を添附しなければならない。

5 第二項の場合においては、その社債が担保附社債であるときは、前項の嘱託書又は申請書には、同項に掲げる書面の外、信託証書及び担保附社債信託法第十九條ノ四第一項の契約証書があるときは、その証書を添附しなければならない。

（合併に関する商法等の規定の特例）
第二百六十六條 第二百三十二條又は第二百三十三條の規定により更生計画において会社が他の会社と合併することを定めたときは、計画の定によつて合併をすることができる。

2 前項の場合においては、合併後存続する会社又は合併により設立される新会社の株式の割当を受けた更生債権者又は更生担保権者は、計画認可の決定の時に株式引受人となり、合併の効力が生じた時に株主となる。

3 第一項の場合においては、商法第四百八條ノ二（反対株主の株式買取請求）及び第四百十五條（合併無効の訴の提起権者）の規定は、適用せず、同法第四百十六條第三項（合併の場合における株式併合に関する規定の準用）において準用する同法第三百七十九條第一項但書に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

4 第一項の場合においては、商法第四百十六條第一項及び第二項（合併会社の合併等に関する規定の準用）の規定にかかわらず、同法第九十九條（財産目録及び貸借対照表の作成）、第百條（債権者保護の手続）、第百四條第一項、第三項（合併無効の訴）、第百五條（合併無効の訴の手続）、第百八條から第百十一條まで（合併無効の登記、判決の第三者に対する効力、判決の効果の不遡及、合併後の債務弁済の責任及び財産の帰属）及び第三百七十六條第三項（社債権者の異議）の規定は、準用しない。

5 前四項の規定は、合併の相手方たる他の会社に対する商法の規定の適用を妨げない。

4 第一項の場合においては、商法第四百十六條第一項及び第二項（合併会社の合併等に関する規定の準用）の規定にかかわらず、同法第九十九條（財産目録及び貸借対照表の作成）、第百條（債権者保護の手続）、第百四條第一項、第三項（合併無効の訴）、第百五條（合併無効の訴の手続）、第百八條から第百十一條まで（合併無効の登記、判決の第三者に対する効力、判決の効果の不遡及、合併後の債務弁済の責任及び財産の帰属）及び第三百七十六條第三項（社債権者の異議）の規定は、準用しない。

5 前四項の規定は、合併の相手方たる他の会社に対する商法の規定の適用を妨げない。

6 第二百六十四條の規定は、第二百三十二條第五号又は第二百三十三條第七号の規定により株主に社債を割り当てた場合に準用する。この場合においては、株主は、合併の効力を生じた時に社債権者となる。

7 第一項の場合においては、合併による会社の解散又は変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、合併契約書及び非訟事件手続法第百九十三條ノ二第二項（合併による社債承継に関する登記）に掲げた書面を添附しなければならない。

8 第一項の場合においては、合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、合併契約書、定

款、創立総会の議事録、代表取締役に関する取締役会の議事録、合併の相手方たる他の会社の選任した設立委員の資格を証する書面及び非訟事件手続法第九十三條ノ三第二項（合併による社債承継に関する登記の規定の準用）において準用する同法第九十三條ノ二第二項に掲げた書面を添附しななければならない。

（新会社の設立に関する商法等の規定の特例）

第二百六十七條 第二百三十四條の規定により更生計画において更生債権者、更生担保権者又は株主に對し、あらたに拂込又は現物出資をさせないで株式を引き受けさせることによつて新会社を設立することを定めたときは、新会社は、定款を作成し、更生裁判所の認証を得た後設立の登記をした時に成立する。

2 前項の場合においては、新会社成立の時に對して、計画の定により新会社に移転すべき会社の財産は、新会社に移転し、新会社の株式又は社債の割当を受けた更生債権者、更生担保権者又は株主は、株主又は社債権者となる。

3 第二百六十條第一項、第二項、第四項、第二百六十二條第三項、第二百六十四條第三項から第五項まで及び第二百六十五條の規定は、前二項の場合に準用する。

4 第一項の場合においては、新会社の設立の登記の嘱託書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、定款並びに計画において取締役若しくは監査役の選任又は代表

取締役の選定の方法を定めたときは、その選任又は選定に関する書類及び名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これを証する書面を添附しなければならない。

第二百六十八條 前條に定める場合を除き、第二百三十四條の規定により更生計画において合併によらないで新会社を設立することを定めたときは、計画の定によつて新会社を設立することができる。

2 前項の場合においては、商法第六十五條（発起人の員數）、第六十七條（定款の認証）、第六十八條ノ二（設立に際しての株式発行事項の決定）、第六十九條（発起人の株式引受）、第七十條（発起設立における拂込及び役員を選任）、第七十三條（検査役の調査及び裁判所の処分）、第七十五條第二項第九号（発起人の株式引受に関する株式申込証の記載）、第八十一條（検査役の調査）、第八十三條（創立総会における取締役及び監査役の選任）、第八十四條第二項、第三項（設立手続の調査及び報告）、第八十五條（変態設立事項の変更）、第八十六條（発起人に対する損害賠償の請求）、第九十二條（発起人の株式引受及び拂込担保責任）、第九十三條（発起人の損害賠償責任）、第九十五條（取締役等の連帯責任）、第九十六條（発起人に対する責任の免除、株主の代表訴訟）、第九十八條（擬似発起人の責任）及び第四百二十八條（設立無効の訴）の規定は、適用しない。

3 第一項の場合においては、定款

は、更生裁判所の認証を受けるものとし、商法第七十八條に定めたる事件は、更生裁判所の管轄とし、創立総会においては計画の趣旨に反して定款を変更することができず、同法第九十四條（会社不成立の場合の発起人の責任）に定める発起人の責任は、会社において負うものとする。

4 第一項の場合において、更生債権者、更生担保権者又は株主に對し、あらたに拂込若しくは現物出資をさせないで株式を引き受けさせ、又はあらたに拂込をさせないで社債を引き受けさせるときは、これらの権利者は、新会社成立の時に株主又は社債権者となる。

5 第一項の場合において、更生債権者、更生担保権者又は株主に對し、あらたに拂込若しくは現物出資をさせないで株式を引き受けさせるときは、これらの者に對し発行すべき株式のうち引受のない株式については、商法第六十六條第二項の規定に反しない限り、さらに株主を募集せず、その株式数を新会社の設立に際して発行する株式の總數から控除することができ

る。

6 第二百六十條第一項、第二項、第四項、第二百六十二條第三項、第二百六十三條第四項から第六項まで、第二百六十四條第三項から第五項まで及び第二百六十五條の規定は、前五項の場合に準用する。

7 第一項の場合においては、新会社の設立登記の嘱託書又は申請書には前條第四項に掲げる書類の

外、株式の申込及び引受を証する書面、取締役及び監査役の調査報告書及びその附属書類、創立総会の議事録並びに拂込を取り扱つた銀行又は信託会社の拂込金の保管に関する証明書添附しなければならない。

（解散に関する商法等の規定の特例）

第二百六十九條 第二百三十五條の規定により更生計画において会社が合併によらないで解散することを定めたときは、会社は、計画に定める時期に解散する。

2 前項の場合においては、解散の登記の申請書には計画認可の決定書の謄本又は抄本を添附しなければならない。

（新株主等の失権）

第二百七十條 更生債権者、更生担保権者又は株主が第二百六十二條第一項、第二百六十四條第一項、第二百六十六條第二項、第六項、第二百六十七條第二項又は第二百六十八條第四項の規定により、あらたに会社又は新会社の株主又は社債権者となつたときは、第二百六十二條第三項（第二百六十七條第三項及び第二百六十八條第六項において準用する場合を含む。）又は商法第四百十六條第三項の規定により株券の提出のあつた場合を除き、会社又は新会社は、遅滞なくその者に對し、株券又は債券の交付を請求すべき旨及び株主又は社債権者となつた後三年内にこれを請求しないときは、その権利を失うべき旨を公告し、且つ、知れ

たる権利者には各別にその旨を通知しなければならない。

2 株主又は社債権者であつた者が前項の請求をするには、従前の株券又は債券を会社又は新会社に提出しなければならない。

3 従前の株券又は債券は、公示催告の手続によつて、無効となることである。この場合においては、除権判決を得た者については、前項の規定を適用しない。

4 会社又は新会社が第一項の公告をして同項の期間内に株券又は債券の交付を請求しないときは、同項に定める株主又は社債権者は、その権利を失う。

5 前項の規定により株主がその権利を失つたときは、会社又は新会社は、商法第二百十條（自己株式の取得の禁止）の規定にかかわらず、その株式を取得することができ、この場合においては、会社又は新会社は、相當の時期にその株式を処分しなければならない。

第二百七十一條 株主又は社債権者であつた者が前條第一項の期間内に従前の株券又は債券を提出できない場合においては、同期間内にその者の請求があり、且つ、その期間内に他にこれを請求する者がないときは、会社又は新会社は、同條の規定にかかわらず、その請求者に対し、株券又は債券を交付することができる。

（株式等の引受権の譲渡）

第二百七十二條 更生債権者、更生担保権者又は株主は、更生計画の定によつて会社又は新会社の株式又は社債を引き受ける権利を有す

るときは、これを他に譲渡することができ。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例)

第二百七十三條 更生債権者、更生担保権者又は株主が更生計画の定によつて会社又は新会社の株式を取得する場合には、その取得は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十一條（金融会社の株式保有の制限）の規定の適用については、これを代物弁済による取得とみなす。

(証券取引法の特例)

第二百七十四條 更生計画の定によつて更生債権者、更生担保権者又は株主に對して会社又は新会社の株式又は社債を発行する場合には、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四條第一項（有価証券の募集又は売出に関する届出）の規定は、適用しない。

(財団に関する処分の制限の特例)

第二百七十五條 更生計画の定によつて、会社の財産を処分する場合には、工場財団その他の財団又は財団に属する財産の処分の制限に関する法令の規定は、適用しない。

(許可、認可等に基づく権利の承継)

第二百七十六條 更生計画において会社が行政庁から得ていた許可、認可、免許その他の処分に基く権利義務を新会社に移転することを定めたときは、新会社は、他の法令の規定にかかわらず、その権利義務を承継する。

(法人税法等の特例)

第二百七十七條 更生計画において新会社が会社の租税債務を承継することを定めたときは、新会社は、その租税を納める義務を負い、会社の租税債務は、消滅する。

2 更生手続開始の決定があつたときは、会社の事業年度は、その開始の時に終了し、これに続く事業年度は、計画認可の時又は更生手続終了の日に終了するものとする。但し、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第七條第三項（事業年度の期間が一年をこえる場合）の規定の適用を妨げない。

3 更生手続による会社の財産の評価及び債務の消滅による益金で、更生手続開始の時までの各事業年度の法人税額（利子税額を除く。）と更生手続開始前から繰りこされた損金（法人税法第九條第五項（青色申告書を提出した場合の繰越損金の損金への算入）の規定の適用を受ける損金を除く。）の額との合計額から更生手続開始の時における法人税法第十六條第一項（積立金額）に定める積立金額と法人税（利子税額及び延滞加算税額を除く。）の引当金との合計額を控除した金額に達するまでの金額は、当該財産の評価換又は債務の消滅のあつた各事業年度の同法による所得の計算上益金に算入しない。

4 更生手続開始の時に続く会社の事業年度の法人税及び附加価値税については、法人税法第十九條（中間申告）及び地方税法第三十六

條（法人の附加価値税の概算納付又は概算申告納付）の規定は、適用しない。

5 第十七條第一項、第二項、第三項前段、第十八條第一項、第十九條、第二十條第二項から第四項まで及び第二十一條（第二十二條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による登記については、登録税を課さない。

6 計画において合併によらないで新会社を設立することを定めた場合においては、更生債権者、更生担保権者又は株主に對しあらたに拂込又は現物出資をさせないで株式を発行する部分の資本の金額についての登録税額は、登録税法（明治二十九年法律第二十七号）第六條（營利法人の登記の税率）の規定にかかわらず、その金額の千分の一・五とし、計画において新会社が会社の不動産又は船舶に関する権利を取得することを定めた場合においては、その登録税の額は、同法第二條（不動産の登記の税率）及び第三條（船舶の登記の税率）の規定にかかわらず、不動産又は船舶の価格の千分の四とする。但し、同法の規定により計算した登録税の額がこれらの額より少いときは、その額による。

(退職手当)

第二百七十八條 更生手続開始後会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人であつた者で、引き続き新会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人となつたものは、会社から退職したことを理由

として退職手当の支給を受けることができない。

2 前項に定める者の更生手続開始後の会社における在職期間は、退職手当の計算については、新会社における在職期間とみなす。

(更生計画の変更)

第二百七十九條 更生計画認可の決定があつた後やむを得ない事由で計画に定める事項を変更する必要があるときは、更生手続終了前に限り、裁判所は、管財人、審査人、整理委員、会社又は届出をした更生債権者、更生担保権者若しくは株主の申立により、計画を変更することができ。

2 前項の規定により更生債権者、更生担保権者又は株主に不利な影響を及ぼすものと認められる計画の変更の申立があつた場合には、更生計画案の提出があつた場合の手続に関する規定を準用する。但し、計画の変更によつて不利な影響を受けない権利者は、手続に参加させることを要せず、また、従前の計画に同意した者で変更計画案について決議をするための関係人集會に出席しないものは、変更計画案に同意したものとみなす。

3 第二百四十四條及び第二百四十五條の規定は、計画変更の決定があつた場合に準用する。

(更生手続の終結)

第二百八十條 更生計画が遂行されたとき、又は計画が遂行されることが確定であると認めるに至つたときは、裁判所は、管財人、管財人がないときは会社若しくは整理委員の申立により又は職権で、更

生手続終結の決定をし、且つ、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。但し、送達をすることを要しない。

2 第三十五條第一項の規定は、前項の決定があつた場合に準用する。

第九章 更生手続の廃止

(職権による廃止)

第二百八十一條 左の場合において、裁判所は、職権で、更生手続廃止の決定をしなければならない。

一 裁判所の定めた期間若しくはその伸長した期間内に更生計画案の提出がないか、又はその期間内に提出されたすべての計画案が関係人集會の審理若しくは決議に付するに足りないものであるとき。

二 計画案が否決されたか、又は決議のための関係人集會の第一期日から二月内若しくはその伸長した期間内に可決されないとき。

(申立による廃止)

第二百八十二條 会社が届出期間内に届出をしたすべての更生債権者及び更生担保権者に対する債務を完済できることが明かになつたときは、裁判所は、管財人、会社又は届出をした更生債権者若しくは更生担保権者の申立により更生手続廃止の決定をしなければならない。

2 申立人は、前項に定める更生手続廃止の原因たる事実を疎明しなければならない。

第二百八十三條 前條の申立があつ

たときは、裁判所は、会社並びに
届出をした更生債権者及び更生担
保権者に對し、その旨及び意見が
あれば裁判所に申し出るべき旨の
通知を發し、且つ、利害關係人の
閲覧に供するため、その申立に關
する書類を備えて置かなければな
らない。

第二百八十四條 裁判所は、前條の
通知發送後一月以上を経過した後
でなければ更生手続廃止の決定を
することができない。

(更生計画認可後の廃止)

第二百八十五條 更生計画認可の決
定があつた後計画遂行の見込がな
いことが明かになつたときは、裁
判所は、管財人、管財人がないと
きは会社若しくは整理委員の申立
により又は職権で、更生手続廃止
の決定をしなければならない。

第二百八十六條 裁判所は、前條の
決定をする前に、期日を開いて利
害關係人の意見を聞かなければな
らない。

2 前項の期日を定める決定は、公
告し、且つ、確定した更生債権又
は更生担保権に基き更生計画の定
によつて認められた權利を有する
者のうち知れているものに對し、
送達しなければならない。

(廃止決定の公告)

第二百八十八條 裁判所は、更生手
続廃止の決定をしたときは、その
主文及び理由の要旨を公告しなけ
る。

ればならない。但し、送達をする
ことを要しない。

(抗告)

第二百八十九條 第二百四十五條第
一項及び第二項の規定は、更生手
続廃止の決定に對する抗告及び第
八條において準用する民事訴訟法
第四百十九條ノ二の規定による抗
告について準用する。

2 第三十五條第一項の規定は、更
生手続廃止の決定が確定した場合
に準用する。

(共益債権の弁済)

第二百九十條 更生手続廃止の決定
が確定したときは、第二十三條第
一項又は第二十七條の規定により
破産の宣告又は和議申立の認可を
すべき場合を除き、管財人、管財
人がないときは会社又は整理委員
は、共益債権を弁済し、異議のあ
るものについては、その債権者の
ために供託をしなければならない。

(更生債権者表等の記載の効力)

第二百九十一條 第二百八十一條又
は第二百八十二條の規定による更
生手続廃止の決定が確定したとき
は、確定した更生債権又は更生担
保権については、更生債権者表又は
更生担保権者表の記載は、会社に
對し、確定判決と同一の効力を有
する。但し、管財人又は更生債権
及び更生担保権の調査を行う審査
人があつた場合においては、会社
が更生債権及び更生担保権調査の
期日においてその權利に對して異
議を述べなかつた場合に限る。

2 更生債権者又は更生担保権者
は、更生手続終了の後、会社に對

し、更生債権者表又は更生担保権
者表に基いて強制執行をすること
ができる。

3 第二百五十三條第三項の規定
は、前項の場合に準用する。

第二百九十二條 第二百五十三條第
二項及び第三項の規定は、第二百
八十五條の規定による更生手続廃
止の決定が確定した場合に準用す
る。

第十章 報酬及び報償金

(管財人等の報酬等)

第二百九十三條 調査委員、管財
人、審査人及び整理委員は、費用
の前拂及び裁判所が定める報酬を
受けることができる。管財人又は
会社が選任した法律顧問及び管財
人代理も、また同様である。

2 前項に定める報酬の額は、その
職務と責任にふさわしいものでな
なければならない。

第二百九十四條 前條に掲げる者が
その資格を得た後、裁判所の許可
を得ないで会社若しくは新会社に
對する債権又はその株式を譲り受
け、又は譲り渡したときは、これ
らの者は、費用及び報酬の支拂を
受けることができない。

(代理委員等の報償金等)

第二百九十五條 更生債権者、更生
担保権者、株主若しくは代理委員
又はその代理人が更生に貢献した
ときは、裁判所は、これらの者に
對し、会社財産から適當な範囲内
の費用を償還し、又は報償金を支
拂ふことを許すことができる。そ
の額は、裁判所が定める。

第二百九十六條 更生債権者、更生
担保権者又は株主が更生手続開始

後会社若しくは新会社に対する債
権又はその株式を譲り受け、又は
譲り渡して利益を得た事実がある
ときは、裁判所は、前條の許可を
するにつき、その事実を考慮しな
ければならない。代理委員又は代
理人がその資格を得た後、会社若
しくは新会社に對する債権又はそ
の株式を譲り受け又は譲り渡して
利益を得た事実があるときも、ま
た同様である。

(抗告)

第二百九十七條 第二百九十三條及
び第二百九十五條の規定による決
定に對しては、即時抗告をするこ
とができる。

第十一章 罰則

(欺詐更生罪)

第二百九十八條 会社の取締役若し
くはこれに準すべき者又は支配人
が更生手続開始の前後を問わず、
自己若しくは他人の利益を図り、
又は債権者、会社の財産の上に特
別の先取特權、質權、抵當權若し
くは商法による留置權を有する者
(以下本條中「担保権者」という。
若しくは株主を害する目的で、左
に掲げる行為をし、会社について
更生手続開始の決定が確定したと
きは、十年以下の懲役又は五十万
円以下の罰金に処する。

一 会社の財産を隠匿し、棄
し、又は債権者、担保権者若し
くは株主の不利に処分するこ
と。

二 会社の負担を虚偽に増加する
こと。

三 法律の規定により作るべき商
業帳簿を作らず、これに財産の

現況を知るに足る記載をせ
ず、若しくは不正の記載をし、
又はこれを隠匿し、若しくは棄
棄すること。

2 前項の規定は、刑法(明治四十
年法律第四十五号)に正條がある
場合には、適用しない。

(第三者の詐欺更生罪)

第二百九十九條 前條に規定する者
でなく同條に規定する行為をし
た者又は自己若しくは他人を利用
する目的で更生債権者、更生担保
権者若しくは株主として虚偽の權
利を行つた者は、会社について更
生手続開始の決定が確定したとき
は、十年以下の懲役又は五十万円
以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法に正條があ
る場合には、適用しない。

(收賄罪)

第三百條 調査委員、管財人、審査
人、整理委員、法律顧問又は管財
人代理がその職務に關し賄りを收
受し、又はこれを要求し、若しく
は約束したときは、三年以下の懲
役又は二十万円以下の罰金に処す
る。更生債権者、更生担保権者、
株主、代理委員又はこれらの者の
代理人、役員若しくは職員が關係
人集會の決議に關し賄りを收受
し、又はこれを要求し、若しくは
約束したときも、また同様であ
る。

2 管財人が法人であるときは、管
財人の職務に従事するその役員又
は職員がその職務に關し賄りを收
受し、又はこれを要求し、若しく
は約束したときは、三年以下の懲
役又は二十万円以下の罰金に処す

る。管財人が法人である場合において、その役員又は職員が管財人の職務に關し管財人に賄ろを收受させ、その供與を要求若しくは約束したときも、また同様である。

3 犯人又は法人たる管財人の收受した賄ろは、没收する。その全部又は一部を沒收することができないときは、その価額を追徴する。

(贈賄罪)

第三百一條 前條第一項若しくは第二項に規定する賄ろを供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(報告及び検査拒絶の罪)

第三百二條 第四十一條第一項に掲げる者が同條(第一百一條、第九十二條第一項及び第二百五十五條第四項)において準用する場合を含む。の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(過料に処すべき場合)

第三百三條 更生手続の開始された会社又は新会社の取締役若しくはこれに準すべき者又は支配人は、左の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一 第一百七十九條又は第八十三條の規定によつて提出すべき財産目録及び貸借対照表の謄本を提出せず、又は虚偽の財産目録若しくは貸借対照表の謄本を提出したとき。

二 第八十一條、第八十二條第二項又は第八十三條の規定

によつてすべき報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二百五十六條第一項又は第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

四 第二百七十條第五項の規定に違反して株式の処分をすることを怠つたとき。

2 更生債権者、更生担保権者、株主及び更生のために債務を負担し、又は担保を提供する者が前項第三号に掲げる行為をしたときも、また同項と同様である。

附則

この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

五月九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、破産法及び和議法の一部を改正する法律案

一、裁判所侮辱制裁法案(衆)

破産法及び和議法の一部を改正する法律案

破産法及び和議法の一部を改正する法律

第一條 破産法(大正十一年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第三項中「同條第二項」を「同條第四項」に改める。

第十八條から第二十一條までを次のように改める。

第十八條乃至第二十一條 削除

第二十二條に次の後段を加える。

第三十八條を次のように改める。

第三十八條 破産手続参加ノ費用ハ之ヲ破産債權トス

第四十六條を次のように改める。

第四十六條 左ニ掲グル請求權ハ他ノ破産債權ニ後ル

一 破産宣告後ノ利息

二 破産宣告後ノ不履行ニ因ル損害賠償及違約金

三 破産手続参加ノ費用

四 罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金及過料

五 債權ガ無利息ニシテ其ノ期限ガ破産宣告後ニ到来スベキ場合ニ於テハ破産宣告ノ時ヨリ期限ニ至ル迄ノ法定利率ニ依ル元利ノ合計額ガ債權額トナルベキ計算ニ依リ算出セラ

ル利息ノ額ニ相当スル部分

六 債權ガ無利息ニシテ其ノ期間ガ不確定ナル場合ニ於テハ其ノ債權額ト破産宣告ノ時ニ於ケル評價額トノ差額ニ相当スル部分

七 債權ガ金額及在続期間ノ確定スル定期金債權ナル場合ニ於テハ各定期金ニ付第五号ノ規定ニ準ジ算出セラ

ル利息ノ額ノ合計額ニ相当スル部分

並各定期金ニ付同号ノ規定ニ準ジ算出セラ

ル元本ノ額ノ合計額ガ法定利率ニ依リ其ノ定期金ニ相当スル利息ヲ生ズベキ元本額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相当スル部分

第五十二條中「第十七條乃至第

二十條を「第十七條」に改め、同條に次の一項を加える。

前項ノ財団債權ガ無利息債權又ハ定期債權ナルトキハ若シ破産債權ナリトセバ第四十六條第五号乃至第七号ノ規定ニ依リ他ノ破産債權ニ後ルベキ部分ニ相当スル金額ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ額トス

第二百二條を次のように改める。

第二百二條 破産債權者ノ債權ガ無利息債權又ハ定期金債權ナルトキハ第四十六條第五号乃至第七号ニ掲グル部分ヲ控除シタル額ノ限度ニ於テノミ相殺ヲ為スコトヲ得

第二百二條及第二十三條ノ規定ハ破産債權者ノ債權ニ之ヲ準用ス

第二百五條、第二百六條及び第七條第一項中「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第二百十三條を次のように改める。

第二百十三條 削除

第二百十六條中「出張所又ハ其ノ管轄内ノ市役所、町村役場」を「簡易裁判所又ハ其ノ管轄内ノ市町村ノ事務所」に改める。

第二百三十三條第一項中「又ハ産業組合」を削り、「合名会社合資会社又ハ株式会社」を「合名会社又ハ合資会社」に、「相互保險会社」を「相互会社」に改める。

第二百四十六條を次のように改める。

第二百四十六條 前條ノ規定ハ破産手続ノ費用ヲ償フニ足ルベキ金額ノ予納アリタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第二百四十九條第二項中「警察官署」を「警察署ノ警察官又ハ警察吏員」に改める。

第二百五十一條第二項中「警察官署」を「警察官又ハ警察吏員」に改める。

第二百八十二條に次の一項を加える。

破産債權者ハ第四十六條ニ掲グル請求權ニ付テハ議決權ヲ行フコトヲ得ズ

第二百八十六條第一項中「裁判所書記、執達吏」を「裁判所書記官、執行吏」に改める。

第二百八十七條中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第二百八十八條中「裁判所書記、執達吏」を「裁判所書記官、執行吏」に改める。

第二百九十七條中「千円」を「十万円」に改める。

第二百七條後段を削る。

第二百八條から第二百二十四條までを次のように改める。

第二百八條乃至第二百二十四條 削除

第二百二十八條第一項中「優先權アルトキハ其ノ權利」の下に「、第四十六條ニ掲グル請求權ヲ含ムトキハ其ノ区分」を加える。

第二百二十九條中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改め、同條第一項第三号中「其ノ權利」の下に「、第四十六條ニ掲グル請求權ヲ含ムトキハ其ノ区分」を加える。

第二百四十條第一項中「債權ノ額及優先權」を「債權ノ額、優先權

及第四十六條ニ掲グル請求權ノ区分」に改める。

第二百四十一條第二項中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第二百四十五條但書を削る。

第二百五十三條を次のように改める。

第二百五十三條 削除

第二百五十四條第一項中「第三十八條」を「第四十六條」に改める。

第二百五十五條第一項中「行政訴訟」を「訴訟」に改める。

第二百五十八條第二項中「其ノ順位ニ從ヒテ」を「其ノ順位ニ從ヒ優先權ナキモノニ付テハ第四十六條ノ規定ニ依リ他ノ債權ニ後ルルモノヲ其ノモノト區別シテ」に改める。

第二百七十一條第二項中「行政訴訟」を「訴訟」に改める。

第二百八十條第二項中「異議ノ訴、訴願又ハ行政訴訟」を「訴訟又ハ訴願」に改める。

第二百二十二條中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第二百五十三條第二項を次のように改める。

前項ノ規定ハ破産手続ノ費用ヲ償フニ足ルベキ金額ノ予納アリタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第三百五十八條第一項、第三百五十九條第一項及び第三百六十條中「一萬元」を「百萬元」に改める。

「第三編 復権」を「第三編 免責及復権」に改める。

第三百六十七條の前に次の章名及び二十條を加える。

第一章 免責

第三百六十六條ノ二 破産者ハ破産手続ノ解止ニ至ル迄ノ間何時ニモ破産裁判所ニ免責ノ申立ヲ為スコトヲ得破産宣告ト同時ニ破産廢止ノ決定アリタルトキハ其ノ決定確定ノ後ト雖一月内ハ仍免責ノ申立ヲ為スコトヲ得

免責ノ申立ヲ為シタルトキハ強制及議ノ提供又ハ第三百四十七條ノ規定ニ依ル破産廢止ノ申立ヲ為スコトヲ得ズ
強制及議ノ提供ヲ為シタルトキハ其ノ棄却若ハ不認可ノ決定ガ確定シ又ハ債權者集會ニ於テ強制及議ガ否決セラレタル後ニ非ザレバ免責ノ申立ヲ為スコトヲ得ズ

第三百四十七條ノ規定ニ依ル破産廢止ノ申立ヲ為シタルトキハ其ノ棄却ノ決定ガ確定シタル後ニ非ザレバ免責ノ申立ヲ為スコトヲ得ズ

第三百四十七條ノ規定ニ依ル破産廢止ノ申立ヲ為シタルトキハ其ノ棄却ノ決定ガ確定シタル後ニ非ザレバ免責ノ申立ヲ為スコトヲ得ズ

破産者ガ其ノ責ニ歸スベカラザル事由ニ因リ第一項ノ規定ニ依ル免責ノ申立ヲ為スコト能ハザリシ場合ニ於テハ其ノ事由ノ止ミタル後一月内ニ限り免責ノ申立ノ追完ヲ為スコトヲ得

第三百六十六條ノ三 破産者ハ免責ノ申立ト同時ニ知レタル破産債權者ノ氏名及住所並破産債權ノ額及原因、別除權アルトキハ其ノ目的及其ノ行使ニ依リテ弁済ヲ受クルコト能ハザル債權額ヲ記載シタル債權者名簿ヲ提出スルコトヲ要ス申立ト同時ニ提出スルコト能ハザルトキハ爾後

遲滞ナク之ヲ提出スルコトヲ要ス

第三百六十六條ノ四 免責ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ期日ヲ定メテ破産者ヲ審訊スルコトヲ要ス
前項ノ期日ヲ定ムル決定ハ之ヲ公告シ且檢察官、破産管財人及免責ノ効力ヲ受クベキ知レタル破産債權者ニ之ヲ送達スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ第一項ノ期日ノ變更並審訊ノ延期及続行ニ之ヲ準用ス

第二百三十八條但書及第二百三十九條ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依リ決定ニ之ヲ準用ス
第一項ノ期日ハ債權者集會又ハ債權調査ノ期日ト併合スルコトヲ妨ゲズ

第三百六十六條ノ五 裁判所ハ破産管財人ヲシテ免責不許可ノ事由ノ有無ニ付調査ヲ為サシメ前條ノ審訊期日ニ於テ其ノ結果ヲ報告セシムルコトヲ得

第三百六十六條ノ六 裁判所ハ利害關係人ノ閱覽ニ供スル為免責ノ申立ニ關スル書類及前條ノ規定ニ依ル破産管財人ノ調査書類ヲ備ヘ置クコトヲ要ス

第三百六十六條ノ七 檢察官、破産管財人又ハ免責ノ効力ヲ受クベキ破産債權者ハ第三百六十六條ノ四ノ審訊期日又ハ其ノ期日ニ於テ裁判所ガ定ムル一月以上ノ期間内ニ免責ノ申立ニ付裁判所ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得
前項ノ期間ヲ定ムル決定ニ付其

ノ言渡アリタルトキハ送達ヲ為スコトヲ要セズ

第三百六十六條ノ八 異議ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ破産者及異議申立人ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス
第三百六十六條ノ九 裁判所ハ左ノ場合ニ限り免責不許可ノ決定ヲ為スコトヲ得

一 破産者ニ第三百七十四條、第三百七十五條、第三百七十七條又ハ第三百八十二條ノ罪ニ該ルベキ行為アリト認ムルトキ

二 破産者ガ破産宣告前一年内ニ破産ノ原因タル事實アルニ拘ラズ其ノ事實ナキコトヲ信ゼシムル為詐術ヲ用ヒテ信用取引ニ因リ財産ヲ取得シタルコトアルトキ

三 破産者ガ虚偽ノ債權者名簿ヲ提出シ又ハ裁判所ニ對シ其ノ財産状態ニ虚偽ノ陳述ヲ為シタルトキ

四 破産者ガ免責ノ申立前十年内ニ免責ヲ得タルコトアルトキ

五 破産者ガ本法ニ定ムル破産者ノ義務ニ違反シタルトキ
第三百六十六條ノ十 破産者ガ免責ノ審理ヲ為スベキ期日ニ正當ノ事由ナクシテ出頭セズ又ハ出頭スルモ陳述ヲ拒ミタルトキハ裁判所ハ免責ノ申立ヲ却下スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ破産者ハ同一ノ破産ニ付再び免責ノ申立ヲ為スコトヲ得ズ

定ハ確定ノ後ニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第三百六十六條ノ十二 免責ヲ得タル破産者ハ破産手続ニ依リ配當ヲ除キ破産債權者ニ對スル債務ノ全部ニ付其ノ責任ヲ免ル但シ左ニ掲グル請求權ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 租税
二 破産者ガ惡意ヲ以テ加ヘタル不法行為ニ基ク損害賠償
三 雇人ノ給料但シ一般ノ先取特權ヲ有スル部分ニ限ル

四 雇人ノ預リ金及身元保証金
五 破産者ガ知リテ債權者名簿ニ記載セザリシ請求權但シ債權者ガ破産ノ宣告アリタルコトヲ知リタル場合ヲ除ク

六 罰金、料料、刑事訴訟費用、追徴金及過料
第三百六十六條ノ十三 免責ハ破産債權者ガ破産者ノ保証人其ノ他破産者ト共ニ債務ヲ負担スル者ニ對シテ有スル權利及破産債權者ノ為ニ供シタル担保ニ影響ヲ及ボサズ

第三百六十六條ノ十四 免責ノ決定ガ確定シタルトキハ裁判所ハ其ノ主文ヲ公告シ債權表アルトキハ之ニ免責決定確定ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百六十六條ノ十五 詐欺破産ニ付破産者ニ對スル有罪ノ判決ガ確定シタルトキハ裁判所ハ破産債權者ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ免責取消ノ決定ヲ為スコトヲ得免責ガ破産者ノ不正ノ方法ニ因リテ得ラレタル場合ニ於テ破産債權者ガ免責後一年内ニ

免責ノ取消ノ申立ヲ為シタルトキ亦同ジ

第三百六十六條ノ十六 裁判所ハ免責取消ノ裁判ヲ為ス前破産者及申立人ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス

第三百六十六條ノ十七 免責取消ノ決定ハ確定ノ後ニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第三百六十六條ノ十八 免責ノ取消アリタルトキハ免責後其ノ取消迄ノ間ニ生ジタル原因ニ基キ破産者ニ對シ債權ヲ有スルニ至リタル者ハ他ノ債權者ニ先チテ弁済ヲ受クル權利ヲ有ス

第三百六十六條ノ十九 免責取消ノ決定ガ確定シタルトキハ裁判所ハ其ノ主文ヲ公告シ債權表アリトキハ之ニ免責取消決定確定ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百六十六條ノ二十 第八條乃至第六十二條及第六十四條乃至第六十八條ノ規定ハ免責及免責取消ノ手続ニ之ヲ準用ス

第二章 復権

第三百六十六條ノ二十一 破産者ハ左ノ場合ニ於テハ復権ス

一 免責ノ決定ガ確定シタルトキ

二 強制和議認可ノ決定ガ確定シタルトキ

三 第三百四十七條ノ規定ニ依ル申立ニ基キ破産廃止ノ決定ガ確定シタルトキ

四 破産者ガ破産宣告後詐欺破産ノ罪ニ付有罪ノ確定判決ヲ受クルコトナクシテ十年ヲ経過シタルトキ

定ガ確定シタルトキハ前項第一号又ハ第二号ノ規定ニ依ル復権ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フ

第三百六十七條を次のように改める。

第三百六十七條 前條ノ規定ニ依リ復権ヲ得ザル破産者ガ弁済其ノ他ノ方法ニ因リ破産債權者ニ對スル債務ノ全部ニ付其ノ責任ヲ免レタルトキハ破産裁判所ハ破産者ノ申立ニ因リ復権ノ決定ヲ為スコトヲ要ス

申立人ハ其ノ責任ヲ免レタルコトヲ証スル書面ヲ提出スルコトヲ要ス

第三百七十四條第四号中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第三百七十五條中「五千元」を「三十万円」に改め、同條第五号中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第三百七十七條第一項中「千元」を「五万円」に改める。

第三百八十條第一項及び第三百八十一條第一項中「三千元」を「二十万円」に改める。

第三百八十二條第一項中「千元」を「五万円」に改める。

第二條 和議法（大正十一年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十一條中「第百十三條」を「第百十四條」に改める。

第四十四條の次に次の三條を加える。

第四十四條ノ三 前條ノ規定ハ金額及存続期間ノ確定スル定期金債權ニ之ヲ準用ス但シ其ノ總額ガ法定利率ニ依リ其ノ定期金ニ相當スル利息ヲ生ズベキ元本額ヲ超ユルトキハ其ノ元本額ヲ以テ和議債權ノ額トス

第四十四條ノ四 第四十四條ノ二ノ場合ニ於テ期限ガ不確定ナルトキハ和議開始ノ時ニ於ケル評價額ヲ以テ和議債權ノ額トス

第四十五條中「第十七條乃至第六十八條第一項及び第六十九條第一項中「三千元」を「二十万円」に改める。

第七十條第一項中「千元」を「五万円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2 この法律施行前に破産の宣告のあつた事件については、破産法第十八條から第二十二條まで、第三十八條、第四十六條、第五十二條、第百二條、第百八十二條、第二百二十八條、第二百二十九條、第二百四十條、第二百五十四條及び第二百五十八條の改正規定（同法第二百二十九條の改正規定については「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める部分を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律施行前に破産手続の解止のあつた事件の破産者は、破産ノ額ハ和議開始ノ時ヨリ期限ニ至ル迄ノ和議債權ニ對スル法定利息ヲ債權額ヨリ控除スルモノトス

法第三百六十六條ノ二十一第一項第二号及び第三号に掲げる場合を除き、同法第三百六十六條ノ第二一項の規定にかかわらず、この法律施行の日から一年以内は、免責の申立をすることが出来る。この法律施行の際裁判所に係属中の破産事件の破産者も、また同様である。

4 破産法第三百六十六條ノ二第五項の規定は、前項の破産者がその責に帰することのできない事由によつて同項の期間内に免責の申立をすることができなかつた場合に準用する。

5 この法律施行前に破産法第三百六十六條ノ二十一第一項第二号から第四号までに掲げる事由のあつた破産者は、この法律施行の際に復権する。

6 前項の規定により強制和議認可の決定の確定に基キ復権のあつた後強制和議取消の決定が確定したときは、復権は、將來に向つてその効力を失ふ。

7 第五項の規定は、身代限の処分を受けた者及び家資分散の宣告を受けた者に準用する。

裁判所侮辱制裁法案
裁判所侮辱制裁法
（この法律の目的）

第一條 この法律は、裁判所侮辱とその制裁とに關して規定したものであつて、裁判所の威信を保持し、司法の円滑な運用を図ることを目的とする。

第二條 裁判所又は裁判官（以下「裁判所」という。）が法廷又は法廷外で事件につき審判その他の手続をするに際し、その面前その他直接に知ることが出来る場所で、これを妨げ、その命じた事項を行わず、その執つた措置に従わず、その他裁判所の威信を害する行状をした者は、裁判所侮辱とし、百元以下の監置若しくは五万円以下の過料に処し、又はこれを併科する。

2 監置は、監置場に留置する。

第三條 裁判所侮辱に係る事件は、その裁判所が審判する。

2 裁判所侮辱にあたる行為があつたときは、裁判所は、その場で直ちに、裁判所職員、警察官又は警察吏員に行爲者を拘束させることができる。この場合において、拘束の時から二十四時間以内に監置に処する裁判がなされないときは、裁判所は、直ちにその拘束を解かなければならない。

（裁判）

第四條 裁判所侮辱に係る事件の裁判は、決定する。

2 裁判所は、裁判をするに於て必要があるときは、証人尋問その他の証拠調をすることが出来る。この場合においては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）による証拠調の場合の例による。

3 制裁を科する裁判をしたときは、手続に要した費用の全部又は一部を本人に負担させることができる。

第五條 地方裁判所、家庭裁判所若

しくは簡易裁判所又はその裁判官のした制裁を科する裁判に対しては、本人は、裁判が告知された日から五日以内に、その裁判が法令に違反することを理由として、高等裁判所に抗告をすることができ

る。
2 前項の抗告をするには、申立書を、原裁判をした裁判所に提出しなければならぬ。原裁判をした裁判所は、抗告を理由があるものと認めるとき、その他原裁判を更正することを適当と認めるときは、その裁判を取り消し、又は本人の利益に変更することができ

る。
3 第一項の抗告は、裁判の執行を停止する効力を有しない。但し、抗告裁判所及び原裁判をした裁判所は、抗告について裁判があるまで、裁判の執行を停止することができ

る。
4 高等裁判所又はその裁判官のした制裁を科する裁判に対しては、本人は、その高等裁判所に異議の申立をすることができ。異議の申立には、抗告に関する規定を準用する。
(特別抗告)

第六條 抗告又は異議の申立について高等裁判所のした裁判に対しては、本人は、左の事由があることを理由とする場合に、最高裁判所に特に抗告をすることができ。
一 憲法の違反があること、又は憲法の解釈に誤があること。
二 最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと。
三 最高裁判所の判例がない場合

に、前條の規定による抗告又は異議の申立についてしな高等裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

2 前項の抗告の提起期間は、五日とする。
3 前條第三項の規定は、第一項の抗告について準用する。

(執行)
第七條 制裁を科する裁判は、裁判官の命令で執行する。
2 監置の裁判を執行するため必要があるときは、裁判官は、收容状を発することができ。收容状は、勾引状と同一の効力を有するものとし、裁判官の指揮によつて執行する。

3 收容状の執行については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)中勾引状の執行に関する規定を準用する。
4 第一項の命令で過料に係るものは、執行力のある債務名義と同一効力を有する。

5 過料の裁判の執行については、民事訴訟に関する法令の規定を準用する。但し、執行前に裁判の送達をすることを要しない。
6 第一項及び前二項の規定は、第四條第三項の規定による裁判の執行について準用する。

7 制裁を科する裁判をした裁判所は、制裁の執行の全部又は一部を免除することができ。
(規則)
第八條 裁判所侮辱に係る事件の手續その他について必要な事項は、最高裁判所が定める。

附 則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内で、政令で定める。
2 監獄法(明治四十一年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第八條中「労役場」の下に「及び監置場」を加え、同條第一項の次に次の一項を加える。
監置ノ執行ヲ為スニ当リ最寄ノ地ニ監置場ナキ場合又ハ監置場アルモ其收容能力十分ナラザル場合ニ於テハ拘留場(第一條第三項ノ規定ニ依リ代用セラルモノヲ含ム)ノ特ニ區別シタル場所ヲ監置場ニ充ツルコトヲ得

第九條中「引致状ニ依リ監獄ニ留置シル者」の下に「監置ニ処セラレタル者」を加え、同條に次の但書を加える。
但第三十五條ノ規定ハ監置ニ処セラレタル者ニ之ヲ準用セズ
第十八條第一項中「及び労役場」を「労役場及び監置場」に改める。

第三十二條中「受刑者」及び「但拘留囚」の下に、それぞれ「及び監置ニ処セラレタル者」を加える。
第四十五條第二項、第四十六條第二項及び第四十七條第一項中「受刑者」の下に、それぞれ「及び監置に処セラレタル者」を加える。

3 法務府設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。
第七條第二項中第五号を第六号

とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 裁判所侮辱制裁法(昭和二十六年法律第 号)により監置に処せられた者に関する事項

昭和二十六年五月十五日印刷

昭和二十六年五月十六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所